

大瀉村国民保護計画

平成19年3月

大 瀉 村

《 は じ め に 》

この計画は、国際平和を希求する大潟村が、国民保護法やその他関連する法律、ジュネーヴ諸条約などの国際人道法に基づいて作成したものです。

万が一、日本国に対する武力攻撃や緊急対処事態（大規模テロ）などの不測の事態が発生した場合に、村内にいる全ての人を保護するため、安全に避難させ、救援するとともに武力攻撃等に伴う災害への対処を行うことなどを内容とする計画です。

村は、この計画を基本として、国、県及び関係機関と連携し、住民を守るための活動を行いますので、住民の皆さんには、この計画の趣旨を理解いただき、自主的に協力をお願いします。

目 次

第1編	総 論	1
第1章	村の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1	村の責務及び村国民保護計画の位置づけ	1
2	村国民保護計画の構成	2
3	村国民保護計画の見直し、変更手続	2
第2章	国民保護措置（緊急対処保護措置）に関する基本方針	2
第3章	関係機関の事務又は業務の大綱等	4
1	村及び関係機関の役割分担の概要	4
2	村及び関係機関の事務又は業務の大綱	5
第4章	村の地理的、社会的特徴	10
第5章	村国民保護計画が対象とする事態	12
1	武力攻撃事態等	12
2	緊急処理事態	15
第2編	平素からの備えや予防	17
第1章	組織・体制の整備等	17
第1	村における組織・体制の整備	17
1	村の各課局委員会における平素の業務	17
2	村職員の参集基準等	18
3	村対策本部等の機能の確保のための準備	20
4	消防機関の体制	21
5	国民の権利利益の救済に係る手続等	21
第2	関係機関との連携体制の整備	23
1	基本的考え方	23
2	県との連携	23
3	近接市町村との連携	24
4	指定公共機関等との連携	24
5	ボランティア団体等に対する支援	25
第3	通信の確保	26
第4	情報収集・提供等の体制整備	26
1	基本的考え方	26
2	警報等の伝達に必要な準備	27
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	28
4	被災情報の収集・報告に必要な準備	30
第5	研修及び訓練	31
1	研修	31
2	訓練	31

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）への対処に関

する平素からの備え・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33

- 1 避難に関する基本的事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
- 2 避難実施要領のパターンの作成・・・・・・・・・・・・・・ 34
- 3 救援に関する基本的事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
- 4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等・・・・・・・・・・ 34
- 5 避難施設の指定への協力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
- 6 生活関連等施設の把握等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35

第3章 物資及び資材の備蓄、整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36

- 1 村における備蓄・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
- 2 村が管理する施設並びに設備の整備及び点検等・・・・・・・・ 36

第4章 国民保護に関する啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37

- 1 国民保護措置に関する啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
- 2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発・・ 37

第3編 武力攻撃事態等（緊急処理事態）への対処・・・・・・・・・・ 39

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置・・・・・・・・・・ 39

- 1 事態認定前における緊急事態連絡室の設置及び初動措置・・ 39
- 2 武力攻撃（緊急処理事態における攻撃）等の兆候に関する連絡があった
場合の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41

第2章 村対策本部の設置等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41

- 1 村対策本部の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
- 2 村現地対策本部の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
- 3 現地調整所の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
- 4 村対策本部の廃止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
- 5 通信の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49

第3章 関係機関相互の連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50

- 1 国・県の対策本部との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50
- 2 知事、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請等・・ 50
- 3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等・・・・・・・・・・・・ 51
- 4 他の市町村長等に対する応援の要求及び事務の委託・・・・・・・・ 51
- 5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請・・・・・・・・ 52
- 6 村の行う応援等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52
- 7 ボランティア団体等に対する支援等・・・・・・・・・・・・ 52
- 8 住民への協力要請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53

第4章 警報及び避難の指示等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54

第1 警報の伝達等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54

- 1 警報の内容の伝達等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54

2	警報の内容の伝達方法	55
3	緊急通報の伝達及び通知	55
第2	避難住民の誘導等	56
1	避難の指示の通知・伝達	56
2	避難実施要領の策定	57
3	避難住民の誘導	61
4	事態別の避難に関する留意点	64
第5章	救援	66
1	救援の実施	66
2	関係機関との連携	66
3	救援の内容	67
第6章	安否情報の収集・提供	68
1	安否情報の収集	68
2	県に対する報告	69
3	安否情報の照会に対する回答	69
4	日本赤十字社に対する協力	70
第7章	武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）への対処	70
第1	武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）への対処	70
1	武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）への対処の基本的考え方	70
2	武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）の兆候の通報	71
第2	応急措置等	71
1	退避の指示	71
2	警戒区域の設定	73
3	応急公用負担等	74
4	消防に関する措置等	74
第3	生活関連等施設における災害への対処等	76
1	生活関連等施設の安全確保	76
2	危険物質等に係る武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）の防止 及び防除	77
第4	NBC攻撃による災害への対処等	78
1	NBC攻撃による災害への対処	78
第8章	被災情報の収集及び報告	80
第9章	保健衛生の確保その他の措置	81
1	保健衛生の確保	81
2	廃棄物の処理	82
第10章	国民生活の安定に関する措置	83
1	生活関連物資等の価格安定	83
2	避難住民等の生活安定等	83
3	生活基盤等の確保	83
第11章	特殊標章等の交付及び管理	84

第4編 復旧等	86
第1章 応急の復旧	86
1 基本的考え方	86
2 公共的施設の応急の復旧	86
第2章 武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）の復旧	87
第3章 国民保護措置（緊急対処保護措置）に要した費用の支弁等	87
1 国民保護措置（緊急対処保護措置）に要した費用の支弁、国への負担金の請求	87
2 損失補償及び損害補償	88
3 総合調整及び指示に係る損失の補てん	88

第 1 編 総 論

第 1 章 村の責務、計画の位置づけ、構成等

村は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務に鑑み、国民保護措置（緊急対処保護措置）を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、村の責務を明らかにするとともに、村の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 村の責務及び村国民保護計画の位置づけ

(1) 村の責務

村は、武力攻撃事態等（緊急対処事態）において、国民保護法、その他の法令、基本指針及び県国民保護計画を踏まえ、村国民保護計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、国民保護措置（緊急対処保護措置）を的確かつ迅速に実施し、村の区域において関係機関が実施する国民保護措置（緊急対処保護措置）を総合的に推進する。

(2) 村国民保護計画の位置づけ

村は、その責務に鑑み、国民保護法第 35 条の規定に基づき、村国民保護計画を作成する。

(3) 村国民保護計画に定める事項

村国民保護計画においては、以下の事項について定める。

【村国民保護計画に定める事項】国民保護法第 35 条第 2 項

1. 村の区域に係る国民保護措置（緊急対処保護措置）の総合的な推進に関する事項
2. 村が実施する国民保護措置（緊急対処保護措置）に関する事項
3. 国民保護措置（緊急対処保護措置）を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
4. 国民保護措置（緊急対処保護措置）を実施するための体制に関する事項
5. 国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
6. その他国民保護措置（緊急対処保護措置）に関し村長が必要と認める事項

2 村国民保護計画の構成

村国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 資料編

3 村国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 村国民保護計画の見直し

村国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

村国民保護計画の見直しに当たっては、村国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 村国民保護計画の変更手続

村国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、村国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、村議会に報告し、公表するものとする（ただし、国民保護法施行令で定める軽微な変更については、村国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）。

第2章 国民保護措置（緊急対処保護措置）に関する基本方針

村は、国民保護措置（緊急対処保護措置）を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

村は、国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続のもとに行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

村は、国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施に伴う損失補償、国民保護措置（緊急対処保護措置）に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

村は、武力攻撃事態等（緊急対処事態）においては、国民に対し、国民保護措置（緊急対処保護措置）に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

村は、国、県及び近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

村は、国民保護法の規定により国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、村は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 災害時要援護者への配慮及び国際人道法の的確な実施

村は、国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施に当たっては、災害時要援護者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、村は、国民保護措置（緊急対処保護措置）を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

村は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等（緊急対処事態）の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置（緊急対処保護措置）に従事する者等の安全の確保

村は、国民保護措置（緊急対処保護措置）に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置（緊急対処保護措置）に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

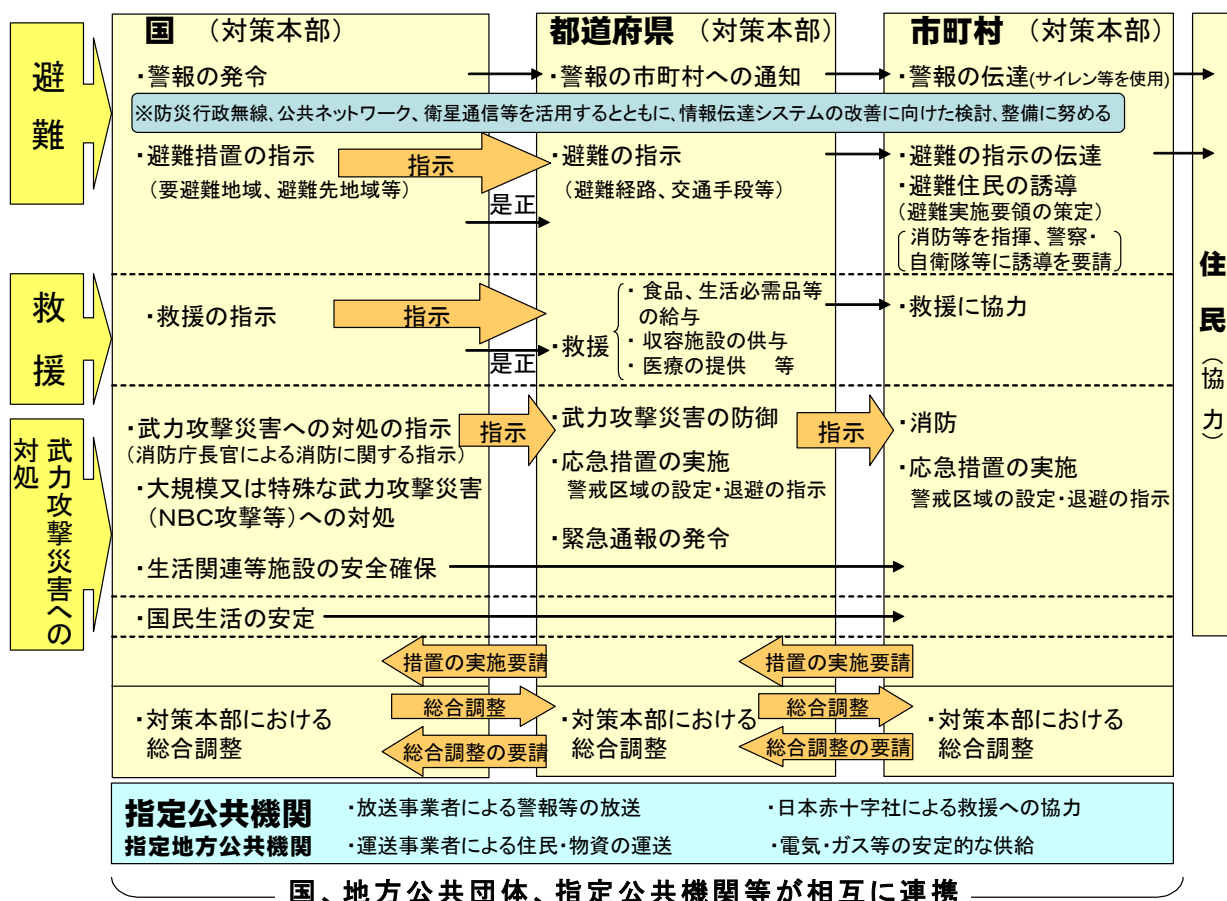
第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

村は、国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施に当たり関係機関（国、県、指定公共機関及び指定地方公共機関）との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における村及び関係機関の役割分担の概要及び事務又は業務の大綱等を確認するとともに、関係機関の連絡先等について、平素から把握に努める。

1 村及び関係機関の役割分担の概要

国民保護措置（緊急対処保護措置）における村及び関係機関の役割分担の概要は、次のとおりである。

村及び関係機関の役割分担の概要



2 村及び関係機関の事務又は業務の大綱

(1) 【村】

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
村	1. 国民保護計画の作成、見直し 2. 国民保護協議会の設置、運営 3. 村国民保護対策本部（村緊急処理事態対策本部）の設置、運営 4. 組織の整備、訓練 5. 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他住民の避難に関する措置の実施 6. 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7. 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）への対処に関する措置の実施 8. 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9. 武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）の復旧に関する措置の実施

(2) 【県】

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
県	1. 国民保護計画の作成、見直し 2. 国民保護協議会の設置、運営 3. 県国民保護対策本部（県緊急処理事態対策本部）の設置、運営 4. 組織の整備、訓練 5. 警報の通知 6. 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難の措置 7. 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8. 武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）の対処に関する措置の実施 9. 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10. 交通規制の実施 11. 武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）の復旧に関する措置の実施

(3) 【関係指定地方行政機関】

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
東北管区警察局	1. 管区内各県警察の国民保護措置（緊急対処保護措置）及び相互援助の指導・調整 2. 他管区警察局との連携 3. 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4. 警察通信の確保及び統制
仙台防衛施設局	1. 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2. 米軍施設内通行等に関する連絡調整
東北総合通信局	1. 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2. 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3. 非常事態における重要通信の確保 4. 非常通信協議会の指導育成
東北財務局 (秋田財務事務所)	1. 地方公共団体に対する災害融資 2. 金融機関に対する緊急措置の指示 3. 普通財産の無償貸付 4. 被災施設の復旧事業費の査定の立会
函館税関 (秋田船川税関支署)	1. 輸入物資の通関手続
東北厚生局	1. 救援等に係る情報の収集及び提供
秋田労働局	1. 被災者の雇用対策
東北農政局 (秋田農政事務所)	1. 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2. 農業関連施設の応急復旧
東北森林管理局	1. 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
東北経済産業局	1. 救援物資の円滑な供給の確保 2. 商工鉱業事業者の業務の正常な運営の確保 3. 被災中小企業の振興
関東東北産業保安 監督部東北支部	1. 鉱山における災害時の応急対策 2. 危険物等の保全
東北地方整備局 (秋田河川国道事務所) (能代河川国道事務所) (湯沢河川国道事務所) (秋田港湾事務所)	1. 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2. 港湾施設の使用に関する連絡調整 3. 港湾施設の応急復旧
東北運輸局 (秋田運輸支局)	1. 運送事業者への連絡調整 2. 運送施設及び車両の安全保安
東京航空局	1. 飛行場使用に関する連絡調整

(秋田空港・航空路 監視レーダー事務所)	2. 航空機の航行の安全確保
札幌航空交通管制部	1. 航空機の安全確保に係る管制上の措置
仙台管区気象台 (秋田地方気象台)	1. 気象状況の把握及び情報の提供
第二管区海上保安 本部 (秋田海上保安部)	1. 船舶内にある者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2. 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全確保 3. 生活関連等施設の安全確保に係る立ち入り制限区域の指定等 4. 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5. 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）の対処に関する措置
17 機関	

(4) 【自衛隊】

機 関 等 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
自衛隊秋田地方連絡部 陸上自衛隊 東北方面総監部 第9師団司令部 (秋田駐屯地)	1. 武力攻撃事態等（緊急処理事態）における侵害の排除 2. 武力攻撃事態等（緊急処理事態）における国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施及び関係機関が実施する国民保護措置（緊急対処保護措置）の支援等
海上自衛隊 舞鶴地方総監部	
航空自衛隊 北部航空方面隊司令部 (加茂分屯基地) 航空支援集団司令部 (秋田分屯基地)	

(5) 【関係指定公共機関】

分類	機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
医療等	日本赤十字社 (秋田県支部)	1. 救援への協力 2. 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
	独立行政法人国立病院機構 (あきた病院)	1. 医療の確保
道路	東日本高速道路株式会社 (東北支社秋田管理事務所、横手管理事務所、 十和田管理事務所)	1. 道路の管理
電気	東北電力株式会社(秋田支店)	1. 電気の安定的な供給
運送	東日本旅客鉄道株式会社(秋田支社)	1. 避難住民の運送及び緊急物資の運送
	ジェイアールバス東北株式会社 (秋田支店)	2. 旅客及び貨物の運送の確保
	株式会社日本航空インターナショナル (秋田支店)	
	株式会社日本航空ジャパン (秋田支店)	
	全日本空輸株式会社(秋田支店)	
	日本貨物鉄道株式会社(秋田営業支店)	
	新日本海フェリー株式会社 (秋田支店)	
	佐川急便株式会社(東北支社秋田支店)	
	西濃運輸株式会社(秋田営業所)	
	日本通運株式会社(秋田支店)	
	ヤマト運輸株式会社(秋田主管支店)	
通信	東日本電信電話株式会社(秋田支店)	1. 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力
	KDDI株式会社(au 秋田支店)	
	ソフトバンクテレコム株式会社(秋田支店)	2. 通信の確保及び国民保護措置(緊急対処保護措置)の実施に必要な通信の優先的取扱い
	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北 (秋田支店)	
放送	日本放送協会(秋田放送局)	1. 警報及び避難の指示(警報の解除及び避難の指示の解除を含む。)の内容並びに緊急通報の内容の放送
その他	日本銀行(秋田支店)	1. 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2. 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持
	郵政事業を営む者	1. 郵便の確保
	2 2 機関	

(6) 【指定地方公共機関】

分類	機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
放送	株式会社秋田放送	1. 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
	秋田テレビ株式会社	
	秋田朝日放送株式会社	
	株式会社エフエム秋田	
運送	秋田中央交通株式会社	1. 避難住民の運送 2. 旅客の運送の確保
	秋北バス株式会社	
	羽後交通株式会社	
	由利高原鉄道株式会社	
	秋田内陸縦貫鉄道株式会社	
	秋田臨海鉄道株式会社	1. 緊急物資の運送 2. 貨物の運送の確保
	社団法人秋田県トラック協会	
医療	社団法人秋田県医師会	1. 医療の確保
	秋田県厚生農業協同組合連合会	
	財団法人秋田県成人病医療センター	
	社団法人秋田県看護協会	
	社団法人秋田県薬剤師会	
ガス	東部瓦斯株式会社(秋田支社)	1. ガスの安定的な供給
	湖東ガス株式会社	
	のしろエネルギーサービス株式会社	
	社団法人秋田県L P ガス協会	
	20機関	

第4章 村の地理的、社会的特徴

村は、国民保護措置（緊急対処保護措置）を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について把握することとし、国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施に当たり考慮すべき村の地理的、社会的特徴は次のとおりである。

(1) 地形・地勢

本村は、秋田県のほぼ中央部、男鹿半島の東側に位置している。秋田市の北方約 20 km にあり、東は八郎潟町ほか 2 町、西は男鹿市、南は潟上市、北は三種町に隣接している。東西 11 km、南北 18 km、周囲 51.8 km の堤防に囲まれ、標高は海拔ゼロメートル以下のほとんど高低差のみられない平坦地である。

地勢は、村の西側及び北側の堤防沿いの一部に砂質土壌となっているものの、その他は大部分がヘドロと呼ばれる肥沃な粘土質土壌で覆われている。

行政面積は 17,005ha で、うち、中央干拓地の面積は 15,666ha である。

防災面では、干拓地という特性上、周囲全てが堤防及び調整池に囲まれており、村の生命線である堤防の整備・強化及び用排水路等の治水事業に努めるほか、保安林指定された箇所の樹種転換や無林地への植栽等、年次的に県治山事業及び補助事業を活用しながら、防災林の更新を図っていくことが必要である。

(2) 気候

気候は、日本海型で、冬はアジア大陸、夏は太平洋の気圧の変動によって左右され、冬季は雪を伴った北西の季節風が強く寒気がかなり厳しいものがある。

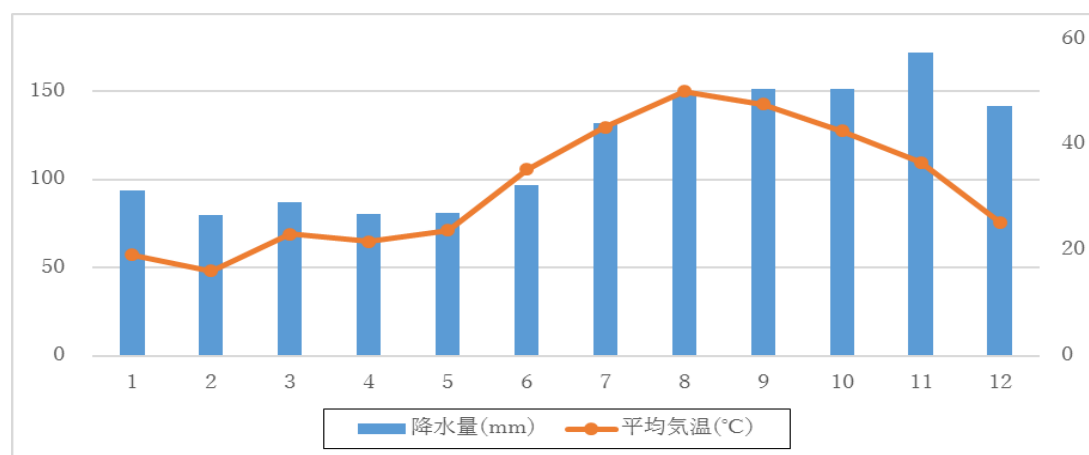
平成元年から平成 30 年までの年間平均気温は 11.3℃、最高気温は 38.1℃、最低気温は -19.3℃ で概ね 2 月に最低気温を示し、5 月頃から気温の上昇が著しくなり 8 月に最高に達する。

また、平均降水量は 1,417.2mm で、かんがい期の 5 月～9 月で 610.6 mm、非かんがい期で 806.6 mm となっている。

降雪は 12 月上旬に始まり下旬には根雪となるが 3 月下旬には融雪する。

風向きは、4 月から 11 月までは南東の風、冬季は北西の風が多い。

【年間平均気温及び降水量】



(3) 人口分布

本村の人口は、平成 22 年の国勢調査では 3,218 人、平成 27 年が 3,110 人と平成 17 年以来、減少が続いている。

この平成 27 年の国勢調査における年齢構成をみると、総人口に占める年少人口（0～14 歳）比率が前回平成 22 年調査の 15.7%から 13.8%に減少しており、生産年齢人口（15～64 歳）比率も 58.5%から 55.3%に減少している。一方、老年人口（65 歳以上）は 25.7%から 30.9%に増加しており、秋田県における老年人口比率では、33.5%は下回っているものの本村においては県を上回るペースで高齢化が進んでいることが伺える。

高齢化が進むことによる災害弱者の増加や、交通網の整備による生活圏の広域化に伴う昼間の留守家族の増加も防災力を弱め、災害を大きくする要因となる。

(4) 道路の位置等

本村の道路交通網は、男鹿八竜線、道村大川線、男鹿琴丘線の県道 3 路線（総延長 43,127m）及び村道 165 号線（実延長 280,756.5m）となっている。県道については舗装率 100%となっているものの老朽化や地盤沈下等による要整備箇所がみられる。男鹿琴丘線については、平成 4～5 年に大規模な改修が行われ、また、路面の地盤沈下が著しかった道村大川線も平成 8～10 年に改修が進められた。男鹿八竜線についても毎年補改修がなされているが、老朽化も進んでいることから、年次計画による整備が必要である。

なお、村道の舗装率は 40%と低い、圃場内支線農道延長の割合が高いことによるものである。

また、近隣市町村との主要連絡道路は 7 箇所て結ばれているが、村全域が堤防で囲まれる承水路及び調整池となっているため、7 箇所のうち 6 箇所が橋である。

干拓地という特性上、有事の際の輸送及び避難経路確保が重要である。

さらには、日本海沿岸東北自動車道や秋田外環状道路の高速交通体系に関連するアクセス道路の整備も必要である。

第5章 村国民保護計画が対象とする事態

村国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態等（緊急処理事態）を対象とする。

1 武力攻撃事態等

武力攻撃事態等とは、次の2つの事態をいう。

武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態 (事態対処法第2条)
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態（事態対処法第2条）

* 武力攻撃事態等の認定は、国際情勢、相手国の意図、軍事的行動等を総合的に勘案して判断されるものであり、当時の政府の判断と国会の承認によることとなる。

武力攻撃事態の類型として、次の4類型が基本指針により示されており、それぞれの事態の様相、留意事項については、次のとおりである。

事態類型	想 定
(1) 着上陸侵攻	【事態様相】 他国が武力を行使して、海又は空から地上部隊などを我が国の領土に直接着上陸させ、侵攻する事態。着上陸侵攻の前段階として、航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高い。 船舶により上陸を行う場合には、接岸容易な沿岸部が、航空機による侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が攻撃目標となる可能性が高い。 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど攻撃目標となる施設によっては、二次被害の発生が想定される。 【留意事項】 事前準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。 広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、終結後の復旧が課題となる。
(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃	【事態様相】 我が国を攪乱、或いは本格侵攻等の準備のため、ゲリラや特殊部隊といった兵力を我が国に潜入させ、施設を破壊するため、隠密・奇襲的に行動する。そのため、警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に

	努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動等を察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。 都市部の行政施設、石油コンビナート、発電所、ダム等の施設が攻撃目標と考えられ、攻撃目標の施設によっては、二次被害の発生も想定され、放射性物質を混入させた爆弾(ダーティボム)の使用も想定される。 【留意事項】 事態の状況によっては、知事の緊急通報、市町村長又は知事の退避の指示又は警戒区域の設定などの措置を行う必要がある。 住民の避難については、市町村と県、県警察は、海上保安部及び自衛隊等と連携し、状況に応じて、攻撃当初は、屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う必要がある。
(3) 弾道ミサイル攻撃	【事態様相】 弾道ミサイルに各種の弾頭を登載して、我が国に向け発射し、攻撃する事態。弾頭は、通常弾頭、核弾頭、生物兵器弾頭、化学兵器弾頭が想定される。 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標、弾頭の種類(通常弾頭、NBC 弾頭)を特定することは困難である。 さらに、極めて短時間で着弾することが予想される。弾頭の種類によって被害の様相及び対応が大きく異なる。通常弾頭の場合は、家屋、施設等の破壊、火災等が想定される。 【留意事項】 迅速な情報伝達体制と適切な対応による被害の局限化が重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。
(4) 航空攻撃	【事態様相】 周囲を海に囲まれた我が国の地理的な特性等から航空機やミサイルによる急襲的な航空攻撃が行われ、この航空攻撃はその意図が達成されるまで反復されることも考えられる。安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連等施設に対する攻撃の場合には、被害が拡大することが想定される。 航空攻撃が行われれば、対応する時間が少なく、攻撃目標を特定することは困難である。都市部、ライフラインのインフラ施設が攻撃目標と考えられる。通常弾頭の場合は、家屋、施設等の破壊、火災等が想定される。 【留意事項】 攻撃目標地を限定せずに、屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。被害の拡大防止のため、生活関連等施設の安全確保措置を実施する必要がある。

さらに、上記の4類型において、大量破壊兵器（核兵器（N:Nuclear weapon）、生物兵器（B:Biological weapon）、化学兵器（C:Chemical weapon）のこと。）を使用して

の攻撃が行われる場合の事態様相、留意事項については、次のとおりである。

大量破壊兵器を使用しての攻撃 (NBC攻撃)	①核兵器等（N） 【事態様相】 被害は、当初は主に核爆発による熱線、爆風、初期放射線によって、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害が短時間に発生し、その後初期放射線を吸収した建築物や土壌から発する中性子誘導放射線により、爆心地周辺において被害を受ける。また、爆発時に生じ、上昇気流によって上空に吸い上げられ、拡散、降下する放射能を持った物質（放射性降下物）により、広範囲の地域に被害が拡大することが想定される。 放射性降下物による被害は一般的に、放射性降下物が皮膚に付着することにより皮膚が被ばくし、あるいはこれを吸飲したり、汚染された飲料水や食物を摂取することにより内部被ばくする。 また、ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす。 【留意事項】 避難に当たっては、風下を避け、手袋、帽子、雨ガッパ等によって皮膚被ばくを抑制するほか、口、鼻を汚染されていないタオル等で保護することや疑いのある水や食物の摂取を避けるとともに、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める必要がある。 また、汚染地域の立入制限を確実に行之、避難住民の誘導や医療提供する要員の被ばく管理を適切に行うことが重要である。 ②生物兵器（B） 【事態様相】 生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間中に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。 生物剤による被害は、使用される生物剤の特性、人から人への感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否かにより被害の範囲が異なるが、人を媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染による被害が拡大することが考えられる。 【留意事項】 厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等疾病監視により、感染源、感染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた医療活動、まん延防止を行う必要がある。
----------------------------------	---

	③化学兵器（Ｃ） 【事態様相】 化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように広がる。また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。 【留意事項】 国、市町村等関係機関の連携のもと、原因物質の検知及び汚染地域の特定又は予測を適切にして、住民を安全な風上の高台等に誘導するなど避難措置を適切にするとともに、汚染者については、可能な限り除染し、原因物質の特性に応じた緊急医療活動を行うことが重要である。また、化学剤は、そのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、当該地域から原因物質を取り除く必要がある。
--	---

2 緊急対処事態

緊急対処事態とは、次の事態をいう。

緊急対処事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態、又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日、対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。 （事態対処法第２５条）
--------	---

また、緊急対処事態の事態例として、次の４事態が基本指針により示されており、それぞれの事態例、事態様相については、次のとおりである。

なお、留意事項は、武力攻撃事態等を参考とする。

事態分類	想 定
(1) 危険性を内在する物質を有する施設等への攻撃が行われる事態	【事態例①】 ・石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破 【事態様相】 ・爆発、火災の発生 ・建物、ライフライン等が被災し社会経済活動に支障
	【事態例②】 ・危険物積載船への攻撃 【事態様相】 ・危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生 ・港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障

	【事態例③】 ・ダムへの攻撃による破壊 【事態様相】 ・下流地域に及ぼす被害が多大
(2) 多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	【事態例】 ・大規模集客施設、文教施設、ターミナル駅、新幹線等の爆破 【事態様相】 ・爆破による被害が多大
(3) 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	【事態例①】 ・放射性物質を混入させた爆弾(ダークボム)等の爆発による放射能の拡散 【事態様相】 ・爆弾の破片、飛び散った物体による被害、熱及び炎による被害 ・放射線により正常な細胞機能が攪乱、皮膚、内臓が被ばく
	【事態例②】 ・炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 【事態様相】 ・潜伏期間内に感染者が移動し、判明したときは被害が拡大
	【事態例③】 ・市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布 【事態様相】 ・風下に拡散し、人的被害が発生
	【事態例④】 ・水源地に対する毒素等の混入 【事態様相】 ・飲料水摂取による人的被害 ・農作物等への被害
(4) 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	【事態例】 ・航空機による多数の死傷者を伴う自爆テロ 【事態様相】 ・施設の破壊に伴う人的被害と周辺への被害が多大

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 村における組織・体制の整備

村は、国民保護措置（緊急対処保護措置）を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、村の各課局委員会における平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 村の各課局委員会における平素の業務

村の各課局委員会は、国民保護措置（緊急対処保護措置）を的確かつ迅速に実施するため、その準備のための事務又は業務を行う。

課局委員会名	所掌事務又は業務
総務企画課	・ 国民保護措置（緊急対処保護措置）に係る予算に関すること ・ 各課局委員会及びに協力関係機関との連絡体制の整備に関すること ・ 職員の参集体制の整備に関すること ・ 職員の安否、被災情報の収集体制の整備に関すること ・ 広報体制の整備に関すること ・ 報道関係機関との連絡体制の整備に関すること
住民生活課	・ 村国民保護協議会の運営に関すること ・ 村国民保護計画の見直しに関すること ・ 関係機関との連携体制の整備に関すること ・ ボランティア支援体制等に関すること ・ 警報・緊急通報及び避難・退避の指示等の連絡体制の整備に関すること ・ 救援の実施体制、安否・被災情報の収集体制の整備に関すること ・ 生活関連等施設・大規模集落客施設等の把握、保安対策、被災情報の収集体制の整備に関すること ・ 赤十字標章・特殊標章等の交付及び管理体制の整備に関すること ・ 物資及び資材の備蓄、整備等に関すること ・ 避難所の運営体制の整備に関すること ・ 埋葬、火葬及び慰霊のための体制の整備に関すること ・ 医療、保健、福祉施設等の保安対策、被災情報の収集体制の整備に関すること ・ 高齢者、障害者等の災害時要援護者の安全確保、支援体制の整備に関すること ・ 医療救援の応援要請及び助産の体制整備に関すること

	・郡医師会との連絡体制の整備に関する事 ・消防団の充実・活性化対策に関する事 ・消防団員の参集基準の整備に関する事 ・消防応援要請の整備に関する事 ・保健衛生、防疫、食品・生活衛生及び栄養指導対策の体制整備に関する事 ・毒物、劇物施設の保安対策、被災情報の収集体制の整備に関する事
税務会計課	・武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）に係る税の減免措置等に関する事 ・管財課所管に係る村有財産の保安対策、被災情報の収集体制の整備に関する事 ・村有建築物の保安対策、被災情報の収集体制の整備に関する事 ・国民保護措置（緊急対処保護措置）用車両の確保と配車体制の整備に関する事 ・庁内電源及び通信線確保対策に関する事
産業建設課	・農地、農業用施設及び林業の保安対策、被災情報の収集体制の整備に関する事 ・商工観光所管に係る施設等の保安対策、被災情報の収集体制の整備に関する事 ・道路、橋梁等の保安対策、被災情報の収集体制の整備に関する事 ・道路交通の確保・規制のための体制の整備に関する事 ・河川の被災情報の収集・連絡体制の整備に関する事 ・交通輸送に関する運送事業者との連絡・調集体制の整備に関する事 ・長期避難住宅・応急仮設住宅の供与体制の整備に関する事 ・公園施設等の保安対策、被災情報の収集体制の整備に関する事 ・上下水道に係る施設等の保安対策、被災情報の収集体制の整備に関する事 ・飲料水の確保・供給体制の整備に関する事
教育委員会	・職員の参集体制の整備に関する事 ・教育委員会所管に係る施設等の保安対策、被災情報の収集体制の整備に関する事 ・園児・児童・生徒、教職員の安全指導に関する事
環境エネルギー室	・武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）の発生に起因する公害の検査態勢の整備に関する事 ・武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）の発生に起因する廃棄物処理体制の整備に関する事
各課局委員会 共通	・上記によるほか、必要に応じて、所要の対策を講ずるための備えに努める

2 村職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

村は、武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等（緊急対処事態）に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

村は、武力攻撃（緊急対処事態における災害）等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、消防機関との連携を図りながら、速やかに村長及び防災担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制整備に努める。

(3) 村の体制及び職員の参集基準等

村は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、村長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

【体制及び参集基準】

体 制	参 集 基 準
①村国民保護対策室 (村緊急対処事態対策室)	住民生活課職員が参集
②村国民保護対策部 (村緊急対処事態対策部)	原則として、村国民保護対策本部（村緊急対処事態対策本部）体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断
③村国民保護対策本部 (村緊急対処事態対策本部)	全ての村職員が参集

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準		体制
事態認定前	村の全課局委員会での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合		①
	村の全課局委員会での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）		②
事態認定後	村国民保護対策本部 (村緊急対処事態対策本部) 設置の通知がない場合	村の全課局委員会での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①
		村の全課局委員会での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	②
	村国民保護対策本部（村緊急対処事態対策本部）設置の通知を受けた場合		③

(4) 管理職員等への連絡手段の確保

管理職員及び防災担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(5) 管理職員等の参集が困難な場合の対応

管理職員及び防災担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、村対策本部長、村対策副本部長の代替職員については、以下のとおりとする。

【村対策本部長等の代替職員】

名称	代替職員（第1順位）	代替職員（第2順位）	代替職員（第3順位）
本部長（村長）	副村長	総務企画課長	住民生活課長
副本部長（副村長）	総務企画課長	住民生活課長	税務会計課長

(6) 職員の服務基準

村は、(3)①～③の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

3 村対策本部等の機能の確保のための準備

村は、村対策本部等を設置した場合において、その機能が確保されるよう、次の事項について、整備に努める。

(1) 通信の確保

通信の確保については、「第3 通信の確保」において定める。

(2) 情報収集、提供体制の確保

村は、武力攻撃（緊急対処事態における攻撃）等の状況、国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するため、インターネットポータルサイトの整備や広報体制を整備する。

(3) 交代要員の確保のための職員の配置

村は、交代要員の確保のための職員の配置に留意する。

(4) 自家発電設備の整備

村は、村対策本部等の機能が確保されるよう自家発電設備の整備に努める。

(5) 仮眠設備の確保

村は、村対策本部等の機能が確保されるよう仮眠設備の整備に努める。

(6) 食料、燃料等の備蓄

村は、村対策本部等の機能が確保されるよう必要な食料、燃料等の備蓄に努める。

4 消防機関の体制

(1) 消防本部及び消防署における体制

消防本部及び消防署は、村における参集基準等と同様に、消防本部、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、村は、消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置（緊急対処保護措置）が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

村は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、村は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置（緊急対処保護措置）についての研修を実施するとともに、国民保護措置（緊急対処保護措置）についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、村は、消防本部及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

5 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

村は、武力攻撃事態等（緊急対処事態）の認定があった場合には、国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施に伴う損失補償、国民保護措置（緊急対処保護措置）に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに、担当課を定める。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関すること。（法第81条第2項）
	特定物資の保管命令に関すること。（法第81条第3項）
	土地等の使用に関すること。（法第82条）
	応急公用負担に関すること。（法第113条第1項・5項）
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)
不服申立てに関すること。（法第6条、175条）	
訴訟に関すること。（法第6条、175条）	

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

村は、国民の権利利益の救済の手續に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、村庶務規則等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

村は、これらの手續に関連する文書について、武力攻撃事態等（緊急対処事態）が継続している場合及び国民保護措置（緊急対処保護措置）に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第2 関係機関との連携体制の整備

村は、国民保護措置（緊急対処保護措置）を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

村は、武力攻撃事態等（緊急対処事態）への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

村は、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

村は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、村国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

2 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等

村は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

(2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 村国民保護計画の県への協議

村は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置（緊急対処保護措置）と村の行う国民保護措置（緊急対処保護措置）との整合性の確保を図る。

(4) 県警察との連携

村長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態（緊急対処事態）において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

3 近接市町村との連携

(1) 近接市町村との連携

村は、近接市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町村相互間の連携を図る。

(2) 消防機関の連携体制の整備

村は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

村は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

村は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

村は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られる

よう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、村は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

【関係機関との物資供給等に係る協定一覧】

協定名称	応援の内容	手続
災害時における生活必需物資の供給協力等に関する協定書 (JA 大潟村・大潟村 CE 公社・ルーラル大潟・大潟村観光物産振興公社・ 五十嵐衣料店 ・藤井商店・ おおがた調剤薬局)	生活必需物資の供給運搬	生活必需物資供給要請文書

5 ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援

村は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置（緊急対処保護措置）の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び村等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置（緊急対処保護措置）についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

村は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等（緊急対処事態）においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3 通信の確保

村は、武力攻撃事態等（緊急対処事態）において国民保護措置（緊急対処保護措置）を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

(1) 非常通信体制の整備

村は、国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保

村は、武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

第4 情報収集・提供等の体制整備

村は、武力攻撃事態等（緊急対処事態）において、国民保護措置（緊急対処保護措置）に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

村は、武力攻撃事態等（緊急対処事態）の状況、国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

施設・設備面	・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	・武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	・被災現場の状況をヘリコプターテレビ電送システム等により収集し、村対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築に努める。
	・武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）時において確実な利用ができるよう、国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
運用面	・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	・武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等（緊急対処事態）非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、災害時要援護者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

(3) 情報の共有

村は、国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティ等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

村は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する。

(その際、民生委員や社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。)

(2) 防災行政無線の整備

村は、武力攻撃事態等（緊急対処事態）における迅速な警報の内容の伝達等に必要な同報系その他の防災行政無線の整備を図る。

(3) 県警察との連携

村は、武力攻撃事態等（緊急対処事態）において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。

(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成 17 年 7 月 6 日付消防運第 17 号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

村は、県から警報の内容の通知を受けたときに村長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、大規模集客施設、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

(6) 民間事業者からの協力の確保

村は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みを P R すること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

(7) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備

村は、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、住民に迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を整備する。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類及び報告様式

村は、避難住民及び武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の収集照会及び回答手続きその他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び第2号の安否情報報告書の様式により、原則として安否情報システムを用いて県に報告する。

【収集・報告すべき情報】

- | |
|--|
| <p>1 避難住民（負傷した住民も同様）</p> <p>① 氏名</p> <p>② 出生の年月日</p> <p>③ 男女の別</p> <p>④ 住所</p> <p>⑤ 国籍（日本国籍を有しない者に限る。）</p> <p>⑥ ①～⑤のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）</p> <p>⑦ 居所</p> <p>⑧ 負傷又は疾病の状況</p> <p>⑨ ⑦及び⑧のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報</p> <p>2 死亡した住民</p> <p>（上記①～⑥に加えて）</p> <p>⑩ 死亡の日時、場所及び状況</p> <p>⑪ 死体の所在</p> |
|--|

(2) 安否情報収集のための体制整備

村は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、村における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

村は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

村は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

平成 年 月 日 時 分

大 湯 村

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時 平成 年 月 日

(2) 発生場所 〇〇郡△△村A丁目B番C号（北緯 度、東経 度）

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市町村名	人的被害				住宅被害		その他
	死者	行方 不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
	(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概況

(2) 担当者の育成

村は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第5 研修及び訓練

村職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等（緊急対処事態）における対処能力の向上に努める必要がある。このため、村における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

村は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、県自治研修所、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

村は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置（緊急対処保護措置）に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

(3) 外部有識者等による研修

村は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、県、自衛隊及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 村における訓練の実施

村は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置（緊急対処保護措置）についての訓練を実施し、武力攻撃事態等（緊急対処事態）における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所で想定を行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的な物とするよう努める。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

訓練項目	内 容
①情報伝達訓練	関係機関が所有する通信施設を活用し、警報等の発令、避難の指示等を住民へ確実に伝達する訓練
②被災・安否情報収集訓練	関係機関からの被災・安否情報の収集、整理を行う訓練
③広報訓練	住民に対し、国民保護措置（緊急対処保護措置）に関する情報を的確かつ迅速に提供する訓練
④対策本部等運営訓練	関係機関の参加による、武力攻撃事態等（緊急対処事態）発生時における本部の設置、職員の参集、情報の収集・整理・分析等本部運営の訓練
⑤避難訓練	関係機関、住民参加による避難誘導、職員等の配置、避難経路・避難施設の確認、避難施設の開設等住民避難訓練
⑥救援訓練	炊き出し、生活必需品の供与、物資運送機関への伝達、輸送経路等救援に関する訓練
⑦特殊災害訓練	NBC災害に対処するため、関係機関参加の下に、情報伝達、救出・救助、物質特定、除染、医療救護等の訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ① 国民保護措置（緊急対処保護措置）と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置（緊急対処保護措置）についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ② 国民保護措置（緊急対処保護措置）についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、自治会等の協力を求めるとともに、特に災害時要援護者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④ 村は、自治会及び自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤ 村は、県と連携し、学校、大規模集客施設、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- ⑥ 村は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害（緊急対応事態における災害）への対応に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害（緊急対応事態における災害）への対応に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

村は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

【村対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】

①地図	各種の情報の地理的状況を明らかにするための地図。（1/25,000～1/50,000程度の縮尺の地形図、住宅地図、道路網図、施設等位置図等）
②人口分布	村の人口分布、世帯数、昼夜別人口の統計数値。
③道路網一覧	避難経路として想定される県道等幹線的な道路網一覧。
④避難輸送力一覧	運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関等が保有し、避難住民等の輸送に使用可能なバス、航空機等の輸送力に関する資料。
⑤避難施設一覧	秋田県指定避難施設の一覧。
⑥備蓄物資一覧	備蓄物資供給機関の協定、数量、区域内の主要な民間事業者の一覧。
⑥生活関連等施設一覧	避難経路の設定等避難の指示の内容に影響を与えない一定規模以上のものに関する資料。
⑦自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧	代表者等の自宅の住所、連絡先等。
⑧関係機関連絡先一覧	避難に関係する機関の連絡先等一覧。
⑨消防機関連絡先一覧	消防本部等の所在地等の一覧、消防団長の連絡先、消防機関の装備資機材の一覧。
⑩避難行動要支援者一覧	避難行動要支援者名簿

(2) 隣接する市町村との連携の確保

村は、村の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町村と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障害者等避難行動要支援者への配慮

村は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難行動要支援者名簿を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。その際、避難誘導時において、福祉保健課を中心とした横断的な「避難行動要支援者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する

※【避難行動要支援者名簿について】

武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障害者等の避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組みとして行われる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である（「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）参照）。避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第49条の10において作成を義務付けられており、避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載又は記録するものとされている。また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、村は避難行動要支援者の名簿情報について、地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に提供することが求められている。

(4) 民間事業者からの協力の確保

村は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(5) 学校や事業所との連携

村は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

2 避難実施要領のパターンの作成

村は、関係機関（県、県警察、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

3 救援に関する基本的事項

(1) 県との調整

村は、県から救援の一部の事務を当該村において行うこととされた場合や村が県の行う救援を補助する場合にかんがみて、村の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における村の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

(2) 基礎的資料の準備等

村は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

村は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

村は、県が保有する村の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

○ 輸送力に関する情報

- ① 保有車輛等(定期・路線バス等)の数及び定員
- ② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法など

○ 輸送施設に関する情報

- ① 道路 (路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など)
- ② 鉄道 (路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など)
- ③ 港湾 (港湾名、係留施設数、管理者の連絡先など)
- ④ 飛行場 (飛行場名、滑走路の本数、管理者の連絡先など)

(2) 運送経路の把握等

村は、武力攻撃事態等(緊急対処事態)における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する村の区域に係る運送経路の情報を共有する。

5 避難施設の指定への協力

村は、県が行う避難施設の指定に際しては、**施設の収容人数、構造、保有設備等**の必要な情報を提供するなど県に協力する。

村は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有す

るとともに、県と連携して住民に周知する。

6 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

村は、村の区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡態勢を整備する。

また、村は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成 17 年 8 月 29 日 閣副安危第 3 6 4 号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

(2) 村が管理する公共施設等における警戒

村は、その管理に係る公共施設等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察等との連携を図る。

第 3 章 物資及び資材の備蓄、整備

村が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

1 村における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、村としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

(3) 県との連携

村は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 村が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

村は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能の確保

村は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

村は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

村は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、災害時要援護者等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への

浸透を図る。

(2) 防災に関する啓発との連携

村は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

村教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

村は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の村長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。また、村は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料等を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

また、村は、日本赤十字社、県及び消防機関等とともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

(参考：「武力攻撃事態やテロから身を守るために」内閣官房作成)

第3編 武力攻撃事態等（緊急対処事態）への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、村は、武力攻撃事態等（緊急対処事態）の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

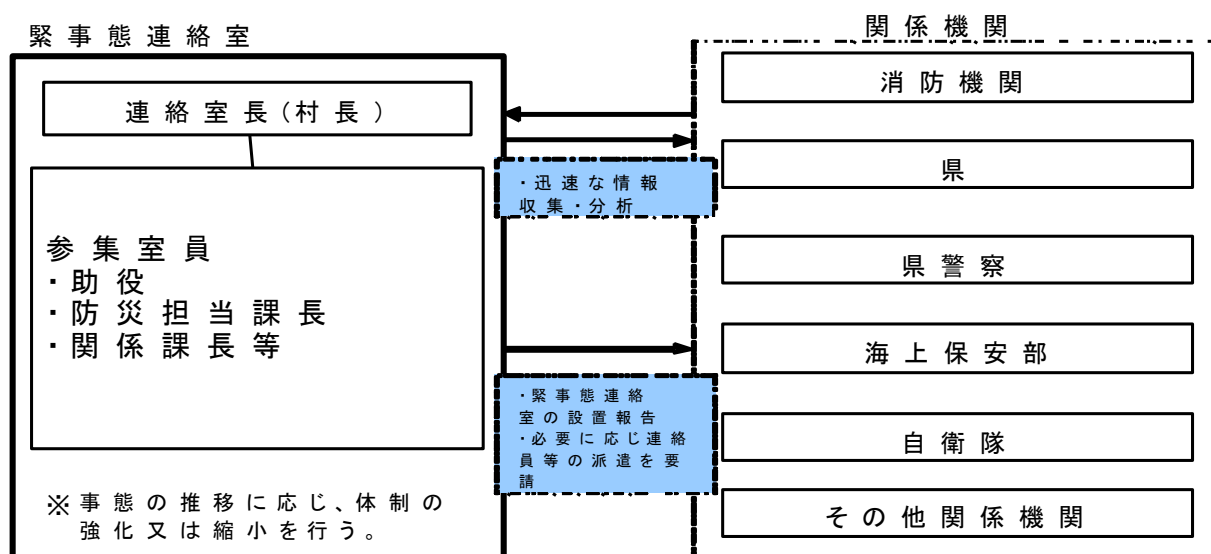
このため、係る事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性に鑑み、村の初動体制について、以下のとおり定める。

1 事態認定前における緊急事態連絡室の設置及び初動措置

(1) 緊急事態連絡室の設置

- ① 村長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、村としての確かつ迅速に対処するため、「緊急事態連絡室」を設置する。「緊急事態連絡室」は、村対策本部員のうち、防災担当課長など、事案発生時の対処に不可欠な少人数の要員により構成する。

【村緊急事態連絡室の構成等】



※ 住民からの通報、県からの連絡その他の情報により、村職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を村長及び管理職員等に報告するものとする。

- ② 「緊急事態連絡室」は、関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、緊急事態連絡室を設置した旨について、県に連絡を行う。

この場合、緊急事態連絡室は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

(2) 初動措置の確保

村は、「緊急事態連絡室」において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、村長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

村は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、村に対し、村対策本部の設置の指定がない場合においては、村長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

(3) 関係機関への支援の要請

村長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

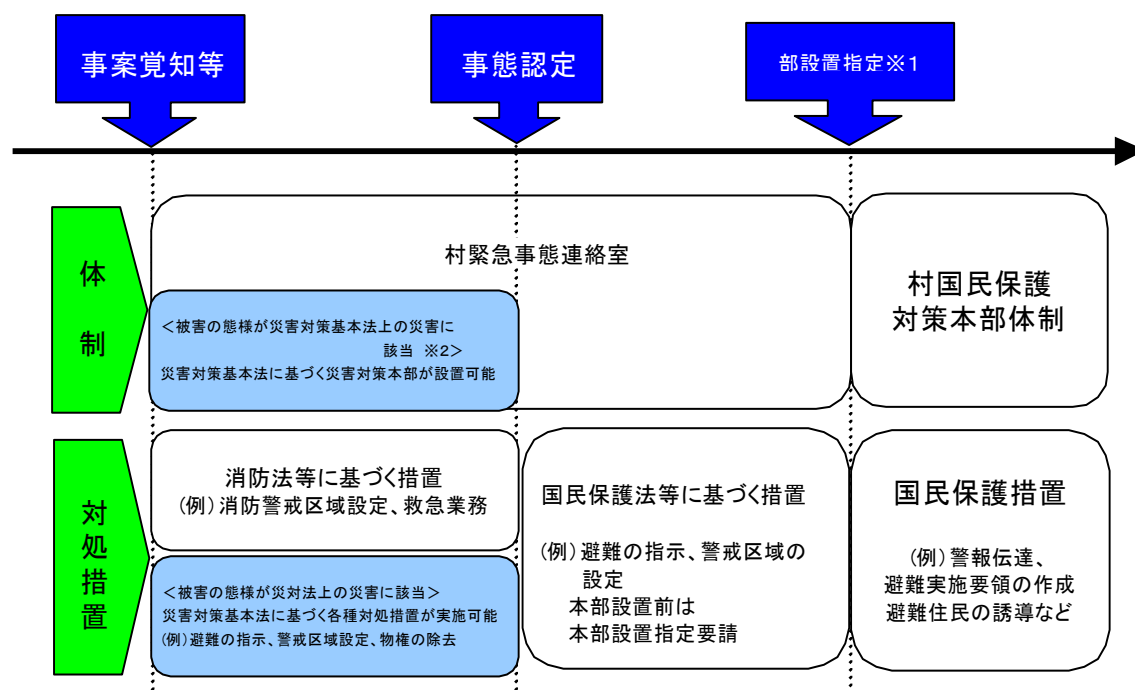
(4) 対策本部への移行に要する調整

「緊急事態連絡室」を設置した後に政府において事態認定が行われ、村に対し、市町村対策本部を設置すべき村の指定の通知があった場合については、直ちに村対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、「緊急事態連絡室」は廃止する。

※【災害対策基本法との関係について】

災害対策基本法は、武力攻撃事態等（緊急対処事態）に対処することを想定した法律ではないことにかんがみ、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合において、その後、政府において事態認定が行われ、村対策本部を設置すべき村の指定の通知があった場合には、直ちに村対策本部を設置し、災害対策本部を廃止するものとする。また、村対策本部長は、村対策本部に移行した旨を村関係課長等に対し周知徹底する。

村対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。



※1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。

※2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災、爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。

2 武力攻撃（緊急処理事態における災害）等の兆候に関する連絡があった場合の対応

村は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等（緊急処理事態）の認定が行われた当該村に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、村長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、村国民保護対策室（村緊急処理事態対策室）を立ち上げ、又は、緊急事態連絡室を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、村長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、当該村の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

第2章 村対策本部の設置等

村対策本部を迅速に設置するため、村対策本部を設置する場合の手順や村対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 村対策本部の設置

(1) 村対策本部の設置の手順

村対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

① 村対策本部を設置すべき村の指定の通知

村長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を通じて村対策本部を設置すべき村の指定の通知を受ける。

② 村長による村対策本部の設置

指定の通知を受けた村長は、直ちに村対策本部を設置する

（※事前に緊急事態連絡室を設置していた場合は、村対策本部に切り替えるものとする（前述））。

③ 村対策本部員及び村対策本部職員の参集

村長は、村対策本部員、村対策本部職員等に対し、災害時地域防災計画等の連絡網を活用し、村対策本部に参集するよう連絡する。

④ 村対策本部の開設

村防災担当課長は、村庁舎一階事務室に村対策本部を開設するとともに、村対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）。

村長は、村対策本部を設置したときは、村議会に村対策本部を設置した旨を連絡する。

⑤ 交代要員（職員）等の確保

村は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保に努める。

⑥ 本部の代替機能の確保

村は、村対策本部が被災した場合等、村対策本部を村庁舎内等に設置できない場合に備え、村対策本部の予備施設をあらかじめ指定する（第1順位、第2順位など）。なお、事態の状況に応じ、村長の判断により下記の順位を変更することを妨げるものではない。

また、村区域外への避難が必要で、村の区域内に村対策本部を設置することができない場合には、知事と村対策本部の設置場所について協議を行う。

(2) 村対策本部を設置すべき村の指定の要請等

村長は、村が対策本部を設置すべき村の指定が行われていない場合において、村における国民保護措置（緊急対処保護措置）を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、村対策本部を設置すべき村の指定を行うよう要請する。

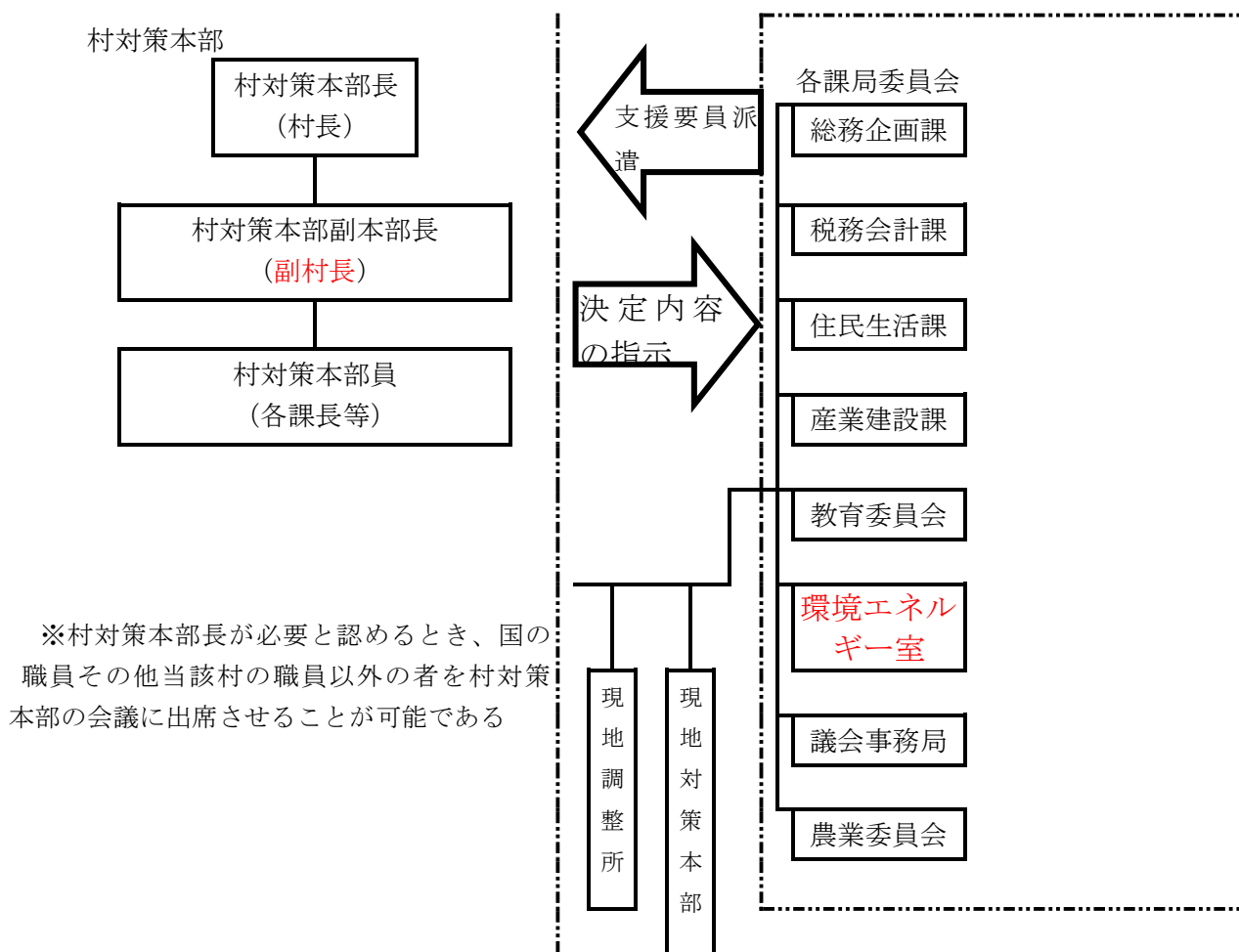
(3) 村対策本部の組織及び機能

村対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。

村対策本部における決定内容等を踏まえて、各課局委員会において措置を実施するものとする（村対策本部には、各課局委員会から支援要員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。）。

事 項	内 容
対策本部長	村長
構成員	副本部長：副村長 本 部 員：各課長等
事務局	防災担当職員及び本部長が指名する者

村 対 策 本 部 の 組 織 及 び 機 能



(4) 各課局委員会における業務

各課局委員会は、次の所掌事務に係る事務又は業務を的確かつ迅速に実施する。

課局委員会名	所掌事務又は業務
総務企画課	・ 本部長及び副本部長との連絡に関する事 ・ 村議会との連絡に関する事 ・ 国民保護措置（緊急対処保護措置）に係る予算措置に関する事 ・ 各課局委員会及び協力関係機関との連絡・調整に関する事 ・ 職員の参集に関する事 ・ 職員等の派遣要請及び斡旋に関する事 ・ 職員の安否、被災情報に関する事 ・ 職員の公務災害補償に関する事 ・ 広報資料、記録写真等の収集、整理、保存に関する事 ・ 報道関係機関との連絡・調整に関する事 ・ 自治会との連絡体制に関する事
住民生活課	・ 初動情報の処理に関する事 ・ 実施体制の確立に関する事 ・ 村対策本部等の運営に関する事 ・ 関係機関との連携に関する事 ・ 県及び自衛隊等の派遣要請及び連絡・調整に関する事 ・ ボランティア支援及び派遣に関する事 ・ 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理に関する事 ・ 避難・退避に関する事 ・ 武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）への対処に関する事 ・ 救助・救援及び救護所の設置に関する事 ・ 備蓄物資の管理に関する事 ・ 安否情報の収集・提供に関する事 ・ 応急の復旧に関する事 ・ 埋葬・火葬及び慰霊に関する事 ・ 交通安全対策の連絡・調整に関する事 ・ 避難所の運営及び避難者名簿の作成に関する事 ・ 医療、保健、福祉施設等の安全確保、応急対策及び被災情報に関する事 ・ 国民保護措置（緊急対処保護措置）用物品の供給に関する事 ・ 要援護世帯の被災者援護に関する事 ・ 高齢者、障害者等の災害時要援護者の安全確保に関する事 ・ 医療救援の応援要請及び助産に関する事 ・ 郡医師会との連絡体制の整備に関する事 ・ 保健衛生、防疫、食品・生活衛生及び栄養指導対策に関する事

	・ 毒物、劇物施設の安全確保、応急対策及び被災情報に関すること
税務会計課	・ 武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）に係る税の減免措置等に関すること ・ 義援物資、義援金等の受付・保管及び配分に関すること ・ 管財課所管に係る村有財産の安全確保、応急対策、被災情報に関すること ・ 国民保護措置（緊急対処保護措置）用車両の確保と配車に関すること ・ 庁内電源及び通信線確保対策に関すること
産業建設課	・ 農地、農業用施設及び林業の安全確保、応急対策及び被災情報に関すること ・ 農作物関係の応急対策に関すること ・ 家畜伝染病の予防に関すること ・ 被災農業者に対する資金融資に関すること ・ 被災農家への経営・技術指導に関すること ・ 森林被害及び森林土木関係の応急対策に関すること ・ 商工観光所管に係る施設等の安全確保、応急対策、被災情報に関すること ・ 食品等生活必需物資の価格安定に関すること ・ 被災中小企業に対する資金融資に関すること ・ 道路、橋梁等の安全確保、応急対策、被災情報に関すること ・ 道路交通の確保・規制に関すること ・ 河川の安全確保、被災情報及び連絡・調整に関すること ・ 一般住宅等の被害調査に関すること ・ 長期避難住宅・応急仮設住宅の供与体制に関すること ・ 村営住宅の被害調査及び復旧に関すること ・ 被災者の住宅復旧に対する資金融資に関すること ・ 公園施設等の安全確保、応急対策及び被災情報に関すること ・ 上下水道に係る施設等の安全確保、応急対策及び被災情報に関すること ・ 飲料水の確保・供給体制の整備に関すること ・ 応急給水及び応急給水用具の調達、設置に関すること ・ 水道施設の復旧工事に関すること
教育委員会	・ 職員の参集体制の整備に関すること ・ 教育委員会所管に係る施設等の保安対策、被災情報の収集体制の整備に関すること ・ 臨時校舎の開設に関すること ・ 学校施設に対する集団避難の受入対策に関すること ・ り災児童・生徒の教科書及び学用品の調達に関すること ・ 保健衛生及び学校給食の保全措置に関すること ・ 園児・児童・生徒、教職員の安全指導に関すること ・ 社会教育・社会体育施設に係る被害調査及び応急対策に関すること
環境エネルギー室	・ 武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）の発生に起因する公害に関すること ・ 武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）の発生に起因する廃棄物処理に関すること ・ し尿・ゴミ処理等の応急対策に関すること

各課局委員会共通	・ 上記によるほか、必要に応じて、所要の対策を講ずる
----------	----------------------------

(5) 村対策本部における広報等

村は、武力攻撃事態等（緊急対処事態）において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、以下のとおり村対策本部における広報広聴体制を整備する。

① 広報責任者の設置

武力攻撃事態等（緊急対処事態）において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置する。

② 広報手段

広報誌、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。

③ 留意事項

ア) 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応すること。

イ) 村対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、村長自ら記者会見を行うこと。

ウ) 県と連携した広報体制を構築すること。

(6) 村対策本部長の権限

村対策本部長は、村の区域における国民保護措置（緊急対処保護措置）を総合的に推進するため、各種の国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置（緊急対処保護措置）の的確かつ迅速な実施を図る。

① 村の区域内の国民保護措置（緊急対処保護措置）に関する総合調整

村対策本部長は、村の区域に係る国民保護措置（緊急対処保護措置）を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、村が実施する国民保護措置（緊急対処保護措置）に関する総合調整を行う。

② 県対策本部長に対する総合調整の要請

村対策本部長は、県対策本部長に対して、県ならびに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置（緊急対処保護措置）に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、村対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置（緊急対処保護措置）に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、村対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

③ 情報の提供の求め

村対策本部長は、県対策本部長に対し、村の区域に係る国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

④ 国民保護措置（緊急対処保護措置）に係る実施状況の報告又は資料の求め

村対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、村の区域に係る国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施の状況について報告又は資料の提出を求める

⑤ 村教育委員会に対する措置の実施の求め

村対策本部長は、村教育委員会に対し、村の区域に係る国民保護措置（緊急対処保護措置）を実施するため必要な権限において、必要な措置を講ずるよう求める。この場合において、村対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

2 村現地対策本部の設置

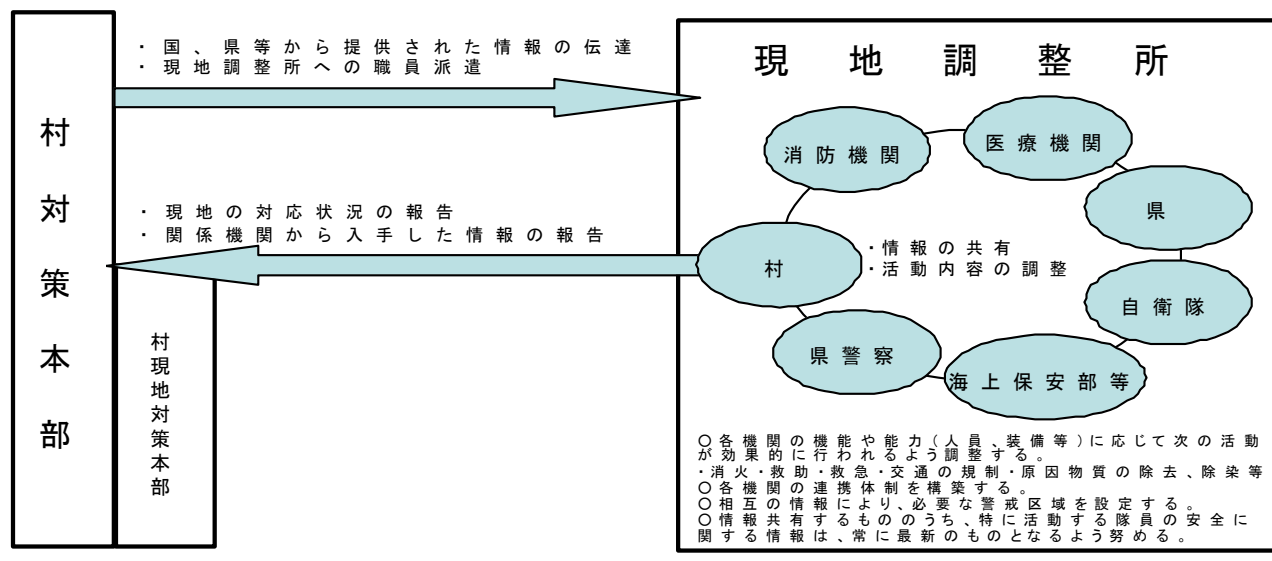
村長は、被災現地における国民保護措置（緊急対処保護措置）の的確かつ迅速な実施ならびに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため、現地における対策が必要であると認めるときは、村対策本部の事務の一部を行うため、村現地対策本部を設置する。

村現地対策本部長や村現地対策本部員は、村対策副本部長、村対策本部員その他の職員のうちから村対策本部長が指名する。

3 現地調整所の設置

村長は、武力攻撃（緊急対処事態における攻撃）による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

※【現地調整所の組織編成】



※【現地調整所の性格について】

- ① 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである（例えば、典型的な場面として、避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関して、関係機関による連携した活動が行われるように現地調整所で調整を行うことが考えられる。）。
- ② 現地調整所は、事態発生現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することが一般である。
- ③ 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要である。
 現地調整所の設置により、村は、消防機関による消火活動及び救助・救急活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施や権限を行使することが可能となる。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かすことが可能となる。
- ④ 現地調整所については、必要と判断した場合には、村における国民保護措置（緊急対処保護措置）を総合的に推進する役割を担う村が積極的に設置することが必要であるが、他の対処に当たる機関が既に設置している場合には、村の職員を積極的に参画させることが必要である（このため、現場に先着した関係機関が先に設置することもあり得るが、その場合においても、村は、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たることが必要である。）。

(注) 現地調整所で調整する関係機関のメンバーをあらかじめ定めることは、困難であるが、村は、国民保護協議会や訓練を通じて、その運用の手順等について、意見交換を行うことが重要である。

4 村対策本部の廃止

村長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を経由して村対策本部を設置すべき村の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、村対策本部を廃止する。

5 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

村は、携帯電話、移動系村防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、L G W A N（総合行政ネットワーク）、同報系無線、地域防災無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、村対策本部と村現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施に必要な情報通信手段の確保に努める。

(2) 情報通信手段の機能確認

村は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

村は、武力攻撃事態等（緊急対処事態）における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第3章 関係機関相互の連携

村は、国民保護措置（緊急対処保護措置）を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と村との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国・県の対策本部との連携

(1) 国・県の対策本部との連携

村は、県対策本部及び県を通じ、国対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

村は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会に参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。

2 知事、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

村は、村の区域における国民保護措置（緊急対処保護措置）を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、県に対し、その所掌事務に係る国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、村は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

村は、村の区域における国民保護措置（緊急対処保護措置）の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

村は、国民保護措置（緊急対処保護措置）を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施に関し必要な要請を行う。この

場合において、村は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等ができる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

- ① 村長は、国民保護措置（緊急対処保護措置）を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、当該区域を担当区域とする地方連絡部長又は当該村の協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする方面総監、海上自衛隊にあっては当該区域を警備区域とする地方総監、航空自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする航空方面隊司令官等を介し、**防衛大臣**に連絡する。
- ② 村長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第 78 条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第 81 条））により出動した部隊とも、村対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町村長等に対する応援の要求及び事務の委託

(1) 他の市町村長等への応援の要求

- ① 村長は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。
- ② 村長は、応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 県への応援の要求

村長は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の一部の委託

- ① 村が、国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
 - ・ 委託事務の範囲ならびに委託事務の管理及び執行の方法
 - ・ 委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

- ② 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、村は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、村長はその内容を速やかに議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

- (1) 村は、国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

- (2) 村は、(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あつせんを求める。

6 村の行う応援等

- (1) 他の市町村に対して行う応援等

- ① 村は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置（緊急対処保護措置）と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

- ② 村長は、他の市町村から国民保護措置（緊急対処保護措置）に係る事務の委託を受けた場合、所定の事項を議会に報告するとともに、公示を行い、県に届け出る。

- (2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

村は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置（緊急対処保護措置）と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 ボランティア団体等に対する支援等

(1) 自主防災組織等に対する支援

村は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織等に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

村は、武力攻撃事態等（緊急対処事態）におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等（緊急対処事態）の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、村は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

村は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

8 住民への協力要請

村は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- 避難住民の誘導
- 避難住民等の救援
- 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）への対処に関する措置
- 保健衛生の確保

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

村は、武力攻撃事態等（緊急対処事態）において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

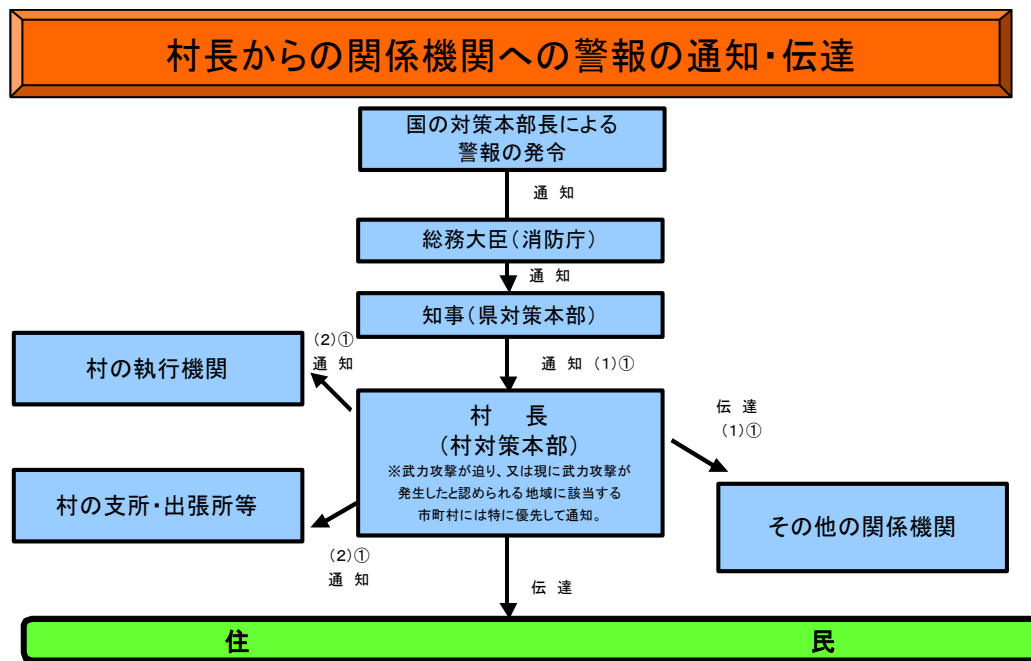
1 警報の内容の伝達等

(1) 警報の内容の伝達

- ① 村は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある国公私 of 団体（消防団、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、商工会、学校等）に警報の内容を伝達する。

(2) 警報の内容の通知

- ① 村は、村の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、診療所、保育園など）に対し、警報の内容を通知する。
- ② 村は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、村のホームページに警報の内容を掲載する。



【村長から関係機関への警報の通知・伝達】

2 警報の内容の伝達方法

(1) 警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム(Em-net)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)等を活用し、地方公共団体に伝達される。村長は、全国瞬時警報システム(J-ALERT)と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達する。

① 「武力攻撃（緊急対処事態における攻撃）が迫り、又は現に武力攻撃（緊急対処事態における攻撃）が発生したと認められる地域」に村が含まれる場合
 この場合においては、原則として、国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して注意喚起した後、防災行政無線、広報車等の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などにより、武力攻撃事態等（緊急対処事態）において警報が発令された事実等を周知する。

② 「武力攻撃（緊急対処事態における攻撃）が迫り、又は現に武力攻撃（緊急対処事態における攻撃）が発生したと認められる地域」に村が含まれない場合
 ア この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。
 イ なお、村長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

(2) 村長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、消防本部等は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。

また、村は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、防災・福祉部局との連携の下で、避難行動要支援者名簿を活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

(4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態（緊急対処事態）の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。（その他は警報の発令の場合と同様とする。）

※全国瞬時警報システム(J-ALERT)によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム(Em-net)によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。

3 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達方法と同様とする。

第2 避難住民の誘導等

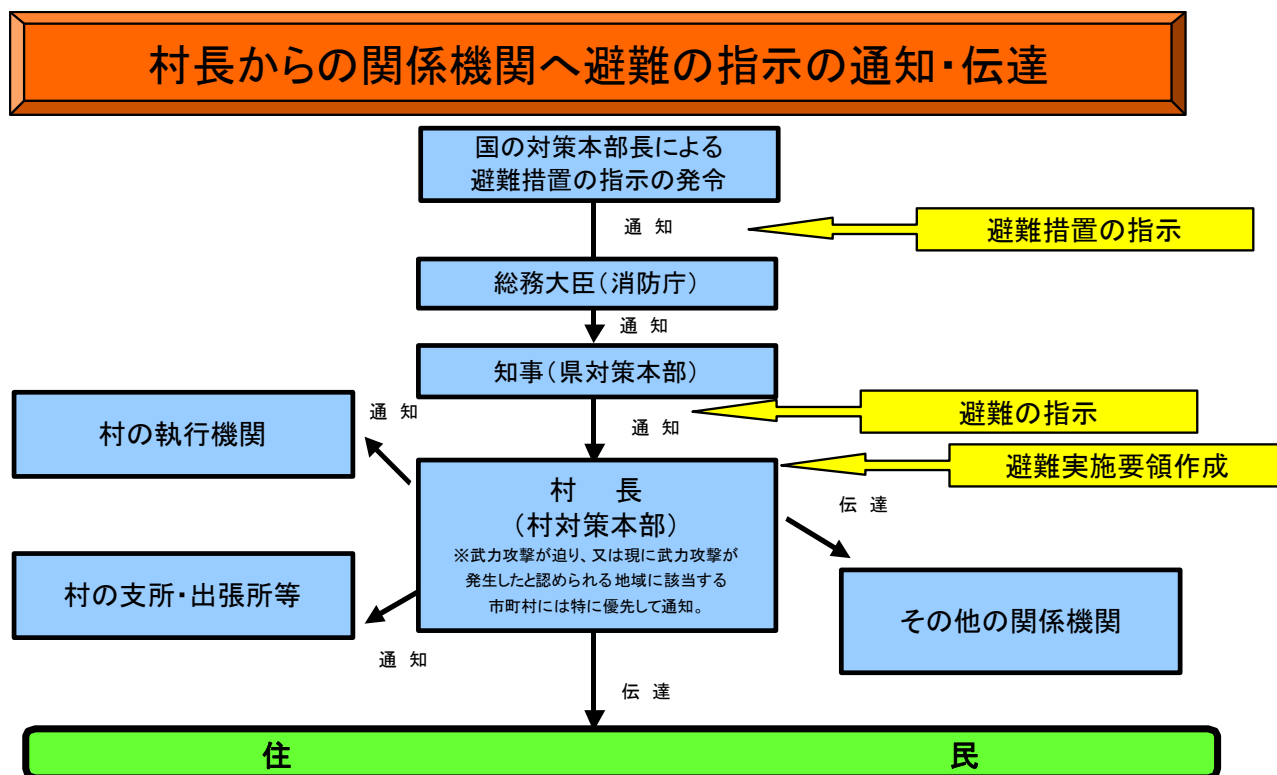
村は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。村が住民の生命、身体及び財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

1 避難の指示の通知・伝達

① 村長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に避難の指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。

- ② 村長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。

【村長から関係機関への避難の指示の通知・伝達】



※村長は、避難の指示受領後、速やかに避難実施要領を作成し、上記と同様に通知・伝達を行う。

2 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

村長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるよう迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

【避難実施要領に定める事項（法定事項）】

- ・避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・その他避難の実施に関し必要な事項

(2) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

【主な留意点】

- ① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、事務所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。
- ② 避難先
避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。
- ③ 一時集合場所及び集合方法
避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。
- ④ 集合時間
避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。
- ⑤ 集合に当たっての留意事項
集合後の自治会内や近隣住民間での安否確認、要避難援護者への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。
- ⑥ 避難の手段及び避難の経路
集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。
- ⑦ 村職員、消防団員の配置等
避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、関係村職員、消防団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。
- ⑧ 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応
高齢者、障害者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。
- ⑨ 要避難地域における残留者の確認
要避難地域に残留者が出ないように、残留者の確認方法を記載する。
- ⑩ 避難誘導中の食料等の支援
避難誘導中に避難住民へ、食料・水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供できるように、それら支援内容を記載する。
- ⑪ 避難住民の携行品、服装
避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について

て記載する。

- ⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等
問題が発生した際の緊急連絡先を記述する。

【避難実施要領の参考例】

秋田県大潟村長

○月○日○時現在

1. 避難の経路、避難の手段その他避難の方法

大潟村における住民の避難は、次の方法で行うものとする。

- (1) ○村A住区の住民は、B市のB 1 地区にあるB 1 高校体育館を避難先として、○日○時を目途に住民の避難を開始する。

【避難経路及び避難手段】

① 避難の手段（バス）

バスの場合：○村A地区の住民は、○村立小学校グラウンドに集合する。その際、○日○時を目途に、できるだけ自治会、事業所等の単位で行動すること。集合後は、○○バス会社の用意したバスにより、県道○号線を利用して、B 1 高校体育館に避難する。

- (2) ○村A 2 地区の住民は、B市B 2 地区にあるB市立B 2 中学校を避難先として、○日○時○分を目途に住民の避難を開始する。

・・・・以下略・・・・

2 避難住民の誘導の実施方法

(1) 職員の役割分担

避難住民の避難誘導が円滑に行えるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、村職員等の割り振りを行う。

- ・ 住民への周知要員
- ・ 避難誘導要員
- ・ 村対策本部要員
- ・ 現地連絡要員
- ・ 避難所運営要員
- ・ 水、食料等支援要員 等

(2) 残留者の確認

村で指定した避難の実施時間の後、すみやかに、避難を指示した地区に残留者がいないか確認する。（時間的余裕がある場合は、各世帯に声をかける。）

(3) 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者に対する避難誘導

誘導に当たっては、傷病者、障害者、高齢者、幼児等を優先的に避難誘導する。
また、自主防災組織や自治会など地域住民にも、福祉関係者との連携の下、村職員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。

3 その他避難の実施に関し必要な事項

(1) 携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。

(2) 服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底の丈夫な履きなれた運動靴を履くようにする。

(3) 避難誘導から離脱してしまった場合などの、緊急時の連絡先は以下のとおりとする。

大潟村対策本部 担当 △山○男

TEL 0×××-××-××14 (内線 ×××)

FAX 0×××-××-××62

・・・以下略・・・

① 避難の指示の内容の確認

(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)

② 事態の状況の把握 (警報の内容や被災情報の分析)

(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)

③ 避難住民の概数把握

④ 誘導の手段の把握 (屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難 (運送事業である指定地方公共機関等による運送))

⑤ 輸送手段の確保の調整 (※ 輸送手段が必要な場合)

(県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)

⑥ 要支援者の避難方法の決定 (避難支援プラン、避難行動様式支援者支援班の設置)

⑦ 避難経路や交通規制の調整 (具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)

⑧ 職員の配置 (各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定)

⑨ 関係機関との調整 (現地調整所の設置、連絡手段の確保)

⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整 (県対策本部との調整、国対策本部長による利用指針を踏まえた対応)

※【国対策本部長による利用指針の調整】

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置 (緊急対処保護措置) の実施について、道路、

港湾施設、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、村長は、国対策本部による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合において、村長は、県を通じた国対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等（緊急対処事態）における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、村の意見や関連する情報をまとめる。

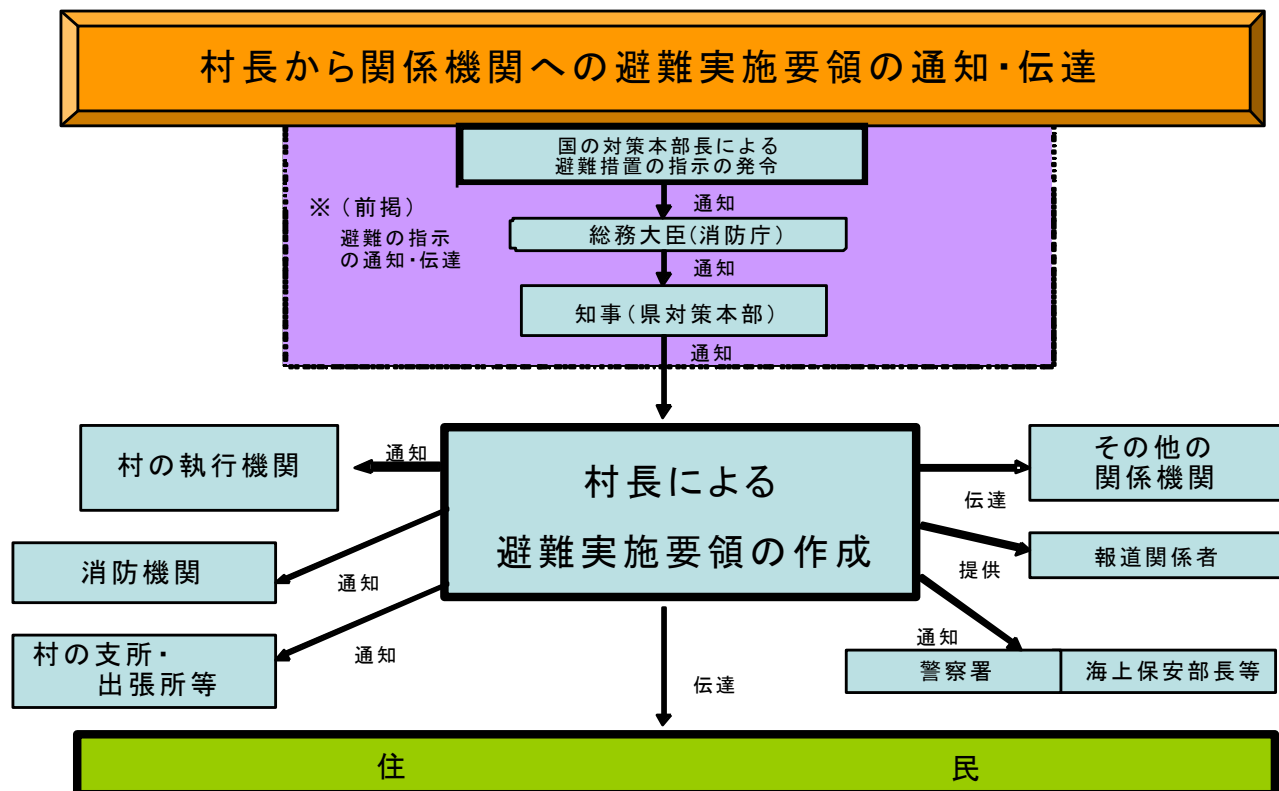
（3）避難実施要領の内容の伝達等

村長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係ある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に係る情報を的確に伝達するように努める。

また、村長は、直ちに、その内容を村全課次局長、自衛隊地方連絡部長及びその他の関係機関に通知する。

さらに、村長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

【村長から関係機関への避難実施要領の通知・伝達】



3 避難住民の誘導

(1) 村長による避難住民の誘導

村長は、避難実施要領で定めるところにより、村の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、村長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動

消防本部等は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、村長の定める

避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、**避難行動要支援者**の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、**避難行動要支援者**に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

村長は、避難実施要領の内容を踏まえ、村の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、又は国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、村長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、村長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

村長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

村長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

村長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) **高齢者、障害者等**への配慮

村長は、**高齢者、障害者等**の避難を万全に行うため、**避難行動要支援者支援班を設置し**、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、**避難行動要支援者**への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする（「**避難行動要支援者名簿**」を活用しながら対応を行う。その際、民生委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。）。

(ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。)

(7) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(8) 避難所等における安全確保等

村は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(9) 動物の保護等に関する配慮

村は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(10) 通行禁止措置の周知

道路管理者として、村が道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(11) 県に対する要請等

村長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

村長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(12) 避難住民の運送の求め等

村長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

村長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国対

策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。

(13) 避難住民の復帰のための措置

村長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

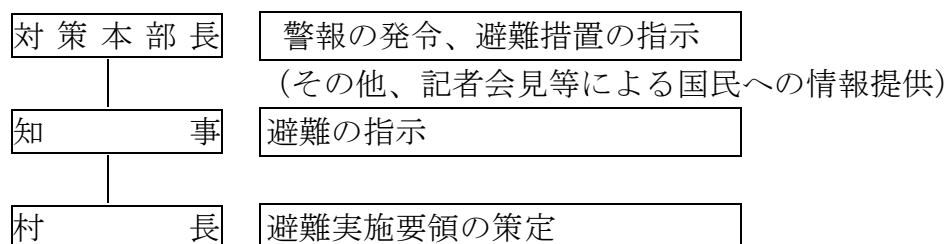
4 事態別の避難に関する留意点

弾道ミサイル攻撃の場合

- ① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。
(実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅牢な施設に避難することとなる。)
- ② 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

【弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ】

ア 対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令

※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、村は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報

システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について、平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての市町村に着弾の可能性があります。対応を考える必要がある。

また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

- ① ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、村対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

- ② その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

- ③ 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。

- 避難に比較的時間に余裕がある場合の対応

「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」、といった手順が一般には考えられる。

※ ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般には狭い範囲に限定される。

特に、最小限の攻撃で最大の心理的又は物理的効果を生じさせることが考えられることから、都市部の政治経済の中核、原子力関連施設、危険物質等の取扱所などは、攻撃を受ける可能性が一般に高く、注意が必要である。

着上陸侵攻の場合

- ① 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置（緊急対処保護措置）を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

このため、県モデル計画における整理と同様、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素から係る避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

第5章 救援

1 救援の実施

(1) 救援の実施

村長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

- ① 収容施設の供与
- ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の捜索及び救出
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ⑦ 武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 死体の捜索及び処理
- ⑩ 武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援の補助

村長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

2 関係機関との連携

(1) 県への要請等

村長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町村との連携

村長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

村長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

村長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3 救援の内容

(1) 救援の基準等

村長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年厚生労働省告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

村長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における県との連携

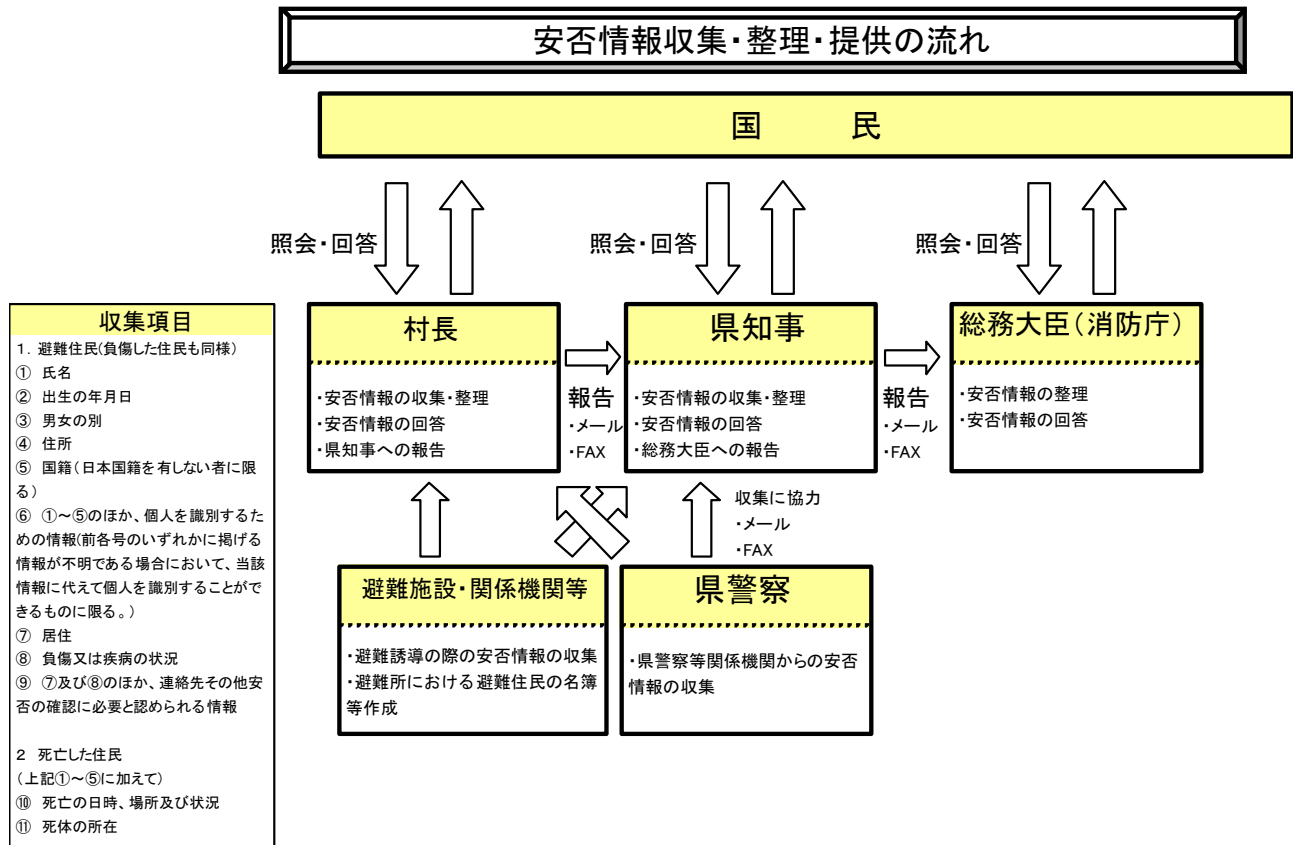
村長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、村対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、都道府県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

第6章 安否情報の収集・提供

村は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

【安否情報の収集・整理・提供の流れ】



1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

村は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している村が管理する医療機関、学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等、村が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

(2) 安否情報収集の協力要請

村は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

村は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

2 県に対する報告

村は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第1条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、**安否情報システム等により**県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

- ① 村は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、村対策本部を設置すると同時に住民に周知する。
- ② 住民からの安否情報の照会については、原則として村対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令に規定する様式第2号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

(2) 安否情報の回答

- ① 村は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第3条に規定する様式第3号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。
- ② 村は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるとき

は、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第3号により回答する。

- ③ 村は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人の情報の保護への配慮

- ① 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

村は、日本赤十字社県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、3(2)(3)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第7章 武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）への対処

第1 武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）への対処

村は、武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）への対処においては、災害現場における通常の対応とともに、特殊な武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）への対処

村長は、国や県等の関係機関と協力して、村の区域に係る武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

村長は、武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃（緊急処理事態における攻撃）により多数の死者が発

生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置（緊急対処保護措置）を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、村長が武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

村は、武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）の兆候の通報

(1) 村長への通報

防災担当職員は、武力攻撃（緊急対処事態における攻撃）に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を村長に通報する。

(2) 知事への通知

村長は、武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）の兆候を発見した者、防災担当、警察官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第2 応急措置等

村は、武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 退避の指示

(1) 退避の指示

村長は、武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

※【退避の指示について】

退避の指示は、武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）に伴う目の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している村長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、県の対策本部長による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、村長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

【退避の指示（一例）】

- 「〇〇村×丁目、△△村〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物など屋内に一時退避すること。
- 「〇〇村×丁目、△△村〇丁目」地区の住民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

※【屋内退避の指示について】

村長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

- ① ＮＢＣ攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき
- ② 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

(2) 退避の指示に伴う措置等

- ① 村は、退避の指示を行ったときは、村防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

- ② 村長は、知事、警察官、又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

- ① 村長は、退避の指示を住民に伝達する村の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や村で把握した武力攻撃災害（緊急対処事態における災

害)の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

- ② 村の職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、村長は、必要に応じて県警察、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。
- ③ 村長は、退避の指示を行う村の職員に対して、武力攻撃事態等（緊急処理事態）においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

村長は、武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

※【警戒区域の設定について】

警戒区域の設定は、武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）に伴う目の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、地域の実情に精通している村長が独自の判断で一時的な立入制限区域を設けるものである。

警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等への違反については、罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なるものである。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

- ① 村長は、警戒区域の設定に際しては、村対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

- ② 村長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、防災行政無線、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

- ③ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、消防機関等と連携して、

車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。

- ④ 村長は、知事、警察官、又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

村長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

3 応急公用負担等

(1) 村長の事前措置

村長は、武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

村長は、武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- ② 武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

4 消防に関する措置等

(1) 村が行う措置

村長は、消防機関による武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃（緊急処理事態における攻撃）等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）から住民を保護するため、消防団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防本部等は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

村長は、村の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

村長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

村長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

村長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）の発生状況を考慮し、県知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

村長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリ

アージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

- ① 村長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を村対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。
- ② その際、村長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、村対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。
- ③ 被災地以外の村長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃（緊急処理事態における攻撃）の状況及び予測、武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。
- ④ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- ⑤ 村長及び消防長は、特に現場で活動する消防団員、水防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第3 生活関連等施設における災害への対処等

村は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した村の対処に関して、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

村は、村対策本部を設置した場合においては、村内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 村が管理する施設の安全の確保

村長は、村が管理する生活関連等施設について、施設管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、村長は、必要に応じ、県警察、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の村が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

(一部事務組合を構成して生活関連等施設を管理している場合、村は、他の構成市町村及び当該一部事務組合と連携して、警備の強化等の措置を講じる。)

2 危険物質等に係る武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

村長は、危険物質等に係る武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と村対策本部で所要の調整を行う。

【※危険物質等について村長が命ずることができる対象及び措置】

【対象】

- (1) 消防本部等所在村の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部等所在村の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）
- (2) 毒物及び劇物取締法第2条第1項の毒物及び同上第2項の劇物（同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）を毒物及び劇物取締法第4条第1項の登録を受けた者が取り扱うもの（地域保健法第5条第1項の政令により市又は特別区が登録の権限を有する場合）

【措置】

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（危険物については、消防法第12条の3、毒物劇物については、国民保護法第103条第3項第1号）
- ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）
- ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

村長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、村長は、(1)の【措置】の①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第4 N B C攻撃による災害への対処等

村は、N B C攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、N B C攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 N B C攻撃による災害への対処

村は、N B C攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

(1) 応急措置の実施

村長は、N B C攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

村は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

村は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

村長は、N B C攻撃が行われた場合は、村対策本部において、消防機関、県警察、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、村長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

村は、N B C攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

① 核攻撃等の場合

村は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

② 生物剤による攻撃の場合

村は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

③ 化学剤による攻撃の場合

村は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

※【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

このため、村防災担当課においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、保健所等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。

(5) 村長の権限

村長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

	対 象 物 件 等	措 置
1 号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2 号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3 号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4 号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄

5号	建物	・ 立入りの制限 ・ 立入りの禁止 ・ 封鎖
6号	場所	・ 交通の制限 ・ 交通の遮断

村長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1.	当該措置を講ずる旨
2.	当該措置を講ずる理由
3.	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4.	当該措置を講ずる時期
5.	当該措置の内容

(6) 要員の安全の確保

村長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第8章 被災情報の収集及び報告

村は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 被災情報の収集及び報告

① 村は、電話、防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。

② 村は、情報収集に当たっては消防機関、県警察との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。

③ 村は、被災情報の収集に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第1報を報告する。

④ 村は、第一報を県及び消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、村長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

村は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

村は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

村は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、災害時要援護者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

村は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

村は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

① 村は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべ

き事項等についての住民に対して情報提供を実施する。

- ② 村は、地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。
- ③ 村は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

(5) 栄養指導対策

村は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

- ① 村は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。
- ② 村は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

- ① 村は、地域防災計画の定めに準じて、「震災廃棄物対策指針」（平成10年厚生省生活衛生局作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。
- ② 村は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して他の市町村との応援等にかかる要請を行う。

第 10 章 国民生活の安定に関する措置

村は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

なお、**2 避難住民等の生活安定等** 及び **3 生活基盤等の確保** の定めについては、緊急対処事態において準用する。

1 生活関連物資等の価格安定

村は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

村教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

村は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、村税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに村税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

村は、水道事業者、水道用水供給事業者として、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 公共的施設の適切な管理

村は、道路等の管理者として、当該公共的施設を適切に管理する。

第 1 1 章 特殊標章等の交付及び管理

村は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

※ 特殊標章等の意義について

千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

(1) 特殊標章等

ア 特殊標章

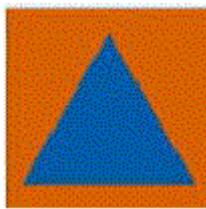
第一追加議定書第 6 6 条 3 に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）。

イ 身分証明書

第一追加議定書第 6 6 条 3 に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり。）。

ウ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。



（オレンジ色地に
青の正三角形）

（身分証明書のひな型）

(2) 特殊標章等の交付及び管理

村長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成 17 年 8 月 2 日閣副安危第 3 2 1 号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる（「市（町村）の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（例）」及び「消防本部の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（例）」（平成 17 年 10 月 27 日消防国第 3 0 号国民保護室長通知）を参考。）。

○ 村長

- ・ 村の職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・ 消防団長及び消防団員
- ・ 村長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 村長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(3) 特殊標章等に係る普及啓発

村は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

村は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のために必要な措置を講ずることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 村が管理する施設及び設備の緊急点検等

村は、武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

村は、武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請

村は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧

(1) 村は、武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）が発生した場合には、村が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 村は、武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）が発生した場合には、その管理する道路等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

村は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）による被害が発生したときは、武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）の復旧を行うこととし、武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、村は、武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

(2) 村が管理する施設及び設備の復旧

村は、武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）により村の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置（緊急処理事態）に要した費用の支弁等

村が国民保護措置（緊急処理事態）の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置（緊急処理事態）に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置（緊急処理事態）に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

村は、国民保護措置（緊急処理事態）の実施に要した費用で村が支弁したもののについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

村は、武力攻撃事態等（緊急処理事態）において、国民保護措置（緊急処理事態）の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償

村は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 損害補償

村は、国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

村は、県対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、村の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

資料編

大湊村国民保護計画

【資料編】

令和元年 月

大 湊 村

目 次

第 1 実施体制に関する資料	1
1 大潟村連絡先等一覧	1
2 大規模集客施設等に関する資料	1
3 医療体制に関する資料	1
(1) 秋田周辺病院数等	1
(2) 関係機関が保有する救急自動車・患者搬送用自動車数	2
(3) 消防本部が保有する救急自動車及び救急隊員	2
4 交通規制に関する資料	3
(1) 通行の禁止又は制限についての標示	3
(2) 緊急通行車両の確認事務処理要領	4
5 赤十字標章等の特殊標章等に関する資料	9
(1) 赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン	9
第 2 避難・退避に関する資料	20
1 輸送網に関する資料	20
(1) 高速道路	20
(2) 国道	20
(3) 主要地方道	20
(4) 一般県道	21
(5) 村道（1 級）	21
(6) 村道（2 級）	21
(7) 鉄道	23
(8) ヘリコプター臨時離着陸場数	23
第 3 武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）への対処に関する資料	24
1 生活関連等施設の安全確保に関する資料	24
(1) 生活関連等施設の概況	24
2 消防に関する資料	25
(1) 管轄消防本部	25
(2) 消防本部が保有する救助活動用資機材	25
3 廃棄物の処理に関する資料	26
(1) 村の一般廃棄物処分場	26
(2) し尿収集運搬機材	26
(3) ごみ収集運搬機材	26
(4) 秋田中央保健所産業廃棄物処分場数	27
4 文化財の保護に関する資料	27
(1) 国指定・県指定等文化財件数一覧	27
5 被災情報に関する資料	28
(1) 火災・災害等即報要領	28

第4 救援に関する資料 44

1 救援の原則に関する資料 44

(1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び
方法の基準 44

(2) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定による処分に係る
公用令書等の様式を定める省令 50

(3) 秋田県災害救助物資備蓄一覧 53

(4) 秋田県防災資機材保有一覧 54

2 収容施設の供与に関する資料 55

(1) 指定避難施設の概況 55

(2) 村の福祉避難所候補施設の概況 55

(3) 村の宿泊施設の概況 55

3 食品の供与及び飲料水の供給に関する資料 55

(1) 村の学校給食施設の概況 55

(2) 村の水道施設の概況 55

(3) 村が保有する給水機材一覧 56

4 埋葬・火葬に関する資料 56

(1) 村の火葬場一覧 56

(2) 村が設置する墓地 56

第5 安否情報に関する資料 57

1 安否情報の収集・提供に関する資料 57

(1) 「武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続
その他の必要な事項を定める省令」の施行並びに安否情報の収集及び提供に係る留意
事項等について（平成17年4月1日消防国第22号消防庁国民保護室長通知） 57

第 1 実施体制に関する資料

1 大潟村連絡先等一覧

(令和元年 4 月)

課局等名	所在地	電話	FAX	備考
総務企画課	大潟村字中央 1－1	0185-45-2111	0185-45-2162	
税務会計課	大潟村字中央 1－1	45-2113	〃	
住民生活課	大潟村字中央 1－1	45-2114	〃	
産業建設課	大潟村字中央 1－1	45-3653	〃	
農業委員会	大潟村字中央 1－1	45-3654	〃	
環境エネルギー室	大潟村字中央 1－1	45-2115	〃	
教育委員会	大潟村字中央 1－21	45-3240	45-2661	
議会事務局	大潟村字中央 1－1	45-2587	45-2162	

コメントの追加 [ya1]:

2 大規模集客施設等に関する資料

(令和元年 4 月)

こども園	小学校	中学校	高校	特殊教育学校	大学	病院	大規模小売店舗	観光文化スポーツ施設
1	1	1			1			

○大規模小売店舗：大規模小売店舗立地法による届出義務のある店舗（店舗面積 1,000 ㎡以上）

○観光・文化・スポーツ施設：年間入込数 10 万人以上の施設（平成 16 年度観光統計）

3 医療体制に関する資料

(1) 秋田周辺病院数等

(平成 29 年度病院報告より)

医療圏域名	市町村名	病院数	病床数	病院に勤務する医師数（単位：人）			病院に勤務する看護師・准看護師数（単位：人）
				常勤	非常勤	計	
秋田周辺	秋田市	30	3,841	616	173	789	3,373
	男鹿市	1	145				
	潟上市	5	382				
	五城目町	0	0				
	八郎潟町	1	100				
	井川町	0	0				
	大潟村	0	0				
計	7 市町村	37 病院	4,468	616	173	789	3,373

(2) 関係機関が保有する救急自動車・患者搬送用自動車数

(平成 18 年 1 月現在)

二次医療	医療機関保有			市町村保有	
	救急自動車	患者搬送用自動車		患者搬送用自動車	
	台 数	台 数	搬送定員	台 数	搬送定員
秋田周辺	5	4 1	2 2 8	1	1 0

(3) 消防本部が保有する救急自動車及び救急隊員

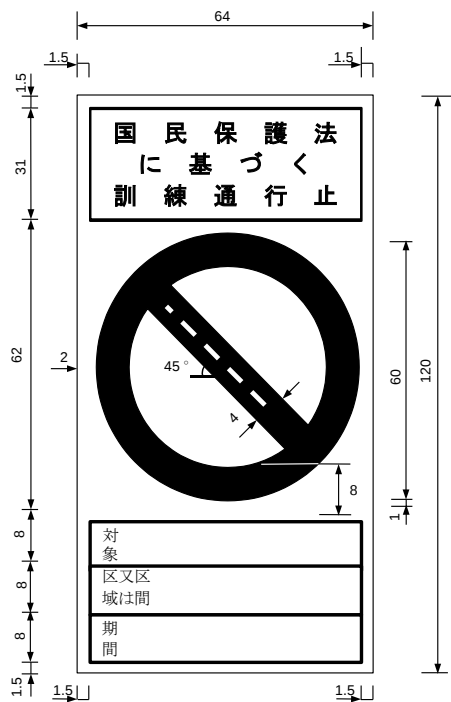
(平成 18 年 4 月 1 日現在)

区 分	救急自動車数			救 急 隊 員 数			
	計	高規格	普通型	計	専任	兼任	計のうち 救急 救命士数
消防本部 男鹿地区消防 一部事務組合	7	2	5	85	7	78	11

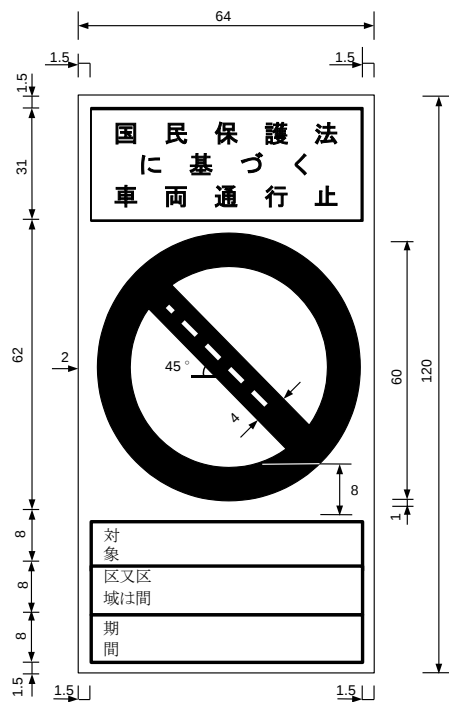
4 交通規制に関する資料

(1) 通行の禁止又は制限についての標示

①国民保護法第4 2条第2 項関係



②国民保護法第1 5 5条第1 項関係



- 備考 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

(2) 緊急通行車両の確認事務処理要領

① 秋田県が行う災害時における緊急通行車両の確認事務処理について

災害対策基本法第 76 条及び同法施行令第 33 条に基づいて、知事が行う緊急通行車両の確認事務手続は次によって行うものとする。

ア 緊急通行車両の意義

緊急通行車両とは、当該車両の使用者の申出により知事又は公安委員会が、災害対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するため必要であると認めて確認した車両である。

イ 確認対象車両

災害応急対策のため、災害対策基本法第 76 条第 1 項に規定する緊急通行車両として確認する車両は、次の各号のいずれかに該当する業務に従事する車両である。

- (ア) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関するもの。
- (イ) 消防・水防その他応急措置に関するもの。
- (ウ) 被災者の救護、救助その他の保護に関するもの。
- (エ) 被害を受けた児童及び生徒の応急教育に関するもの。
- (オ) 施設及び設備の応急復旧に関するもの。
- (カ) 清掃、防疫その他保健衛生に関するもの。
- (キ) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関するもの。
- (ク) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防止又は拡大防止のための措置に関するもの。

ウ 緊急通行車両の確認

緊急通行の確認は、県知事及び公安委員会が行うことになっているが、県における確認は次のとおりである。

- (ア) 県有の車両及び借り上げ車両の確認は、総合防災課が行う。

上記車両のうち、災害応急対策に使用することがあらかじめ決定しているものについては、使用者の申出により、事前に確認することができる。

- (イ) ア以外の緊急通行車両の確認は、車両の使用者の申出により、警察本部及び各警察署が行う。

エ 確認事務処理

(ア) 申請受理

緊急通行車両確認の申出は別紙様式 1「緊急通行車両確認申請書」により受理するが、その場で申請内容を慎重に審査して確認し、別紙様式 4「緊急通行車両確認申請受理簿」に記載し、その処理経過を明らかにすること。

(イ) 確認証明書及び標章の交付

緊急通行車両の確認を行ったときは当該車両の使用者に対し、別紙様式 2「緊急通行車両確認証明書」及び別紙様式 3「緊急通行車両の標章」を交付すること。

(ウ) 報 告

確認証明書及び標章を交付したときは、その都度緊急通行車両確認申請受理簿の様式により、県知事（総合防災課防災班）に報告すること。

オ 留意すべき事項

確認証明書、標章等関係書類は担当者を定めて管理保管し、いつでも申請を受理できるようにしておくこと。また保管には十分留意し紛失などのないようにすること。

② 秋田県公安委員会が行う災害時における緊急通行車両の確認事務処理について

災害対策基本法第 76 条及び同法施行令第 33 条に基づいて、公安委員会が行う緊急通行車両の確認は次の事務手続により行うものとする。

ア 緊急通行車両とは、災害応急対策に従事する者又は必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための車両で、当該車両の使用者の申出により、知事又は公安委員会が必要と認めて確認した車両をいう。

イ 確認対象車両

災害対策基本法第 76 条に規定する緊急通行車両は、次の各号のいずれかに該当する業務に従事する車両をいう。

- (ア) 警報の発令及び伝達、並びに避難の勧告、又は指示に従事するもの。
- (イ) 消防、水防、その他応急措置に従事するもの。
- (ウ) 被害者の救護、救助、その他保護に従事するもの。
- (エ) 被害を受けた児童及び生徒の応急教育に従事するもの。
- (オ) 施設及び設備の応急復旧に従事するもの。
- (カ) 清掃、防疫その他保健衛生に従事するもの。
- (キ) 犯罪の予防、交通規制、その他災害地における社会秩序の維持に従事するもの。
- (ク) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防止、又は拡大防止のための措置に従事するもの。

ウ 緊急通行車両の確認

緊急通行車両の確認は、公安委員会が行うことになっているが、車両の使用者の申出により、各警察署長が専決事務として行う。

エ 確認事務処理

(ア) 事務担当

緊急通行車両確認の事務処理は、各警察署の交通課（地域交通課）において行うこと。

(イ) 申請受理

緊急通行車両確認の申出は、別添様式第 1 号「緊急通行車両確認申請書」により受理するが、その際、車両の使用、使用目的、輸送日時、輸送経路等を慎重に審査して確認に努め、別添様式第 4 号「緊急通行車両確認申請受理簿」に記載し、その処理経過を明らかにしておくこと。

(ウ) 確認証明書及び標章の交付

緊急通行車両の確認を行ったときは、当該車両の使用に対し、別添様式第 2 号「緊急通行車両確認証明書」及び別添様式第 3 号「緊急通行車両の標章」を交付すること。

(エ) 報告

確認証明書及び標章を交付したときは、その都度様式第 4 号の「確認申請受理簿」の様式により警備第二課警備実施係に報告すること。

(オ) 留意事項

確認証明書、標章等関係書類は担当者を定めて保管し、いつでも申請を受理できるような適正な保管管理に留意すること。

(カ) その他

緊急通行車両の確認証明書及び標章の交付は、警察本部においても行うことができる。

(様式 1)

平成 年 月 日			
秋 田 県 知 事 殿 秋田県公安委員会			
申請者住所			
氏 名			
企業の名称			
緊 急 通 行 車 両 確 認 申 請 書			
つぎのとおり緊急輸送を行いたいので確認のうえ証明書を交付してください。			
車 両 番 号			
輸 送 人 員 または品名			
使 用 者 の 住 所、氏 名			
輸 送 日 時	月 日 出発 月 日 時到着予定		
輸 送 経 路	出発地	主要経由地	目的地

(様式 2)

第 号			年 月 日	
緊 急 通 行 車 両 確 認 証 明 書				
知 事 ・ 公 安 委 員 会 ・				
番号標に表示されている番号				
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）				
使 用 者	住所	() 局 番		
	氏名			
通 行 日 時				
通 行 経 路	出 発 地		目 的 地	
備 考				

備考 用紙は、日本工業規格 A5 とする。

(様式3)

- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期間」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

(様式4)

緊急通行車両確認申請受理簿

受付 年月日	受付 番号	確認 番号	申請者		輸送 目的	車両番号	期 間	輸送経路
			住 所	氏 名				

5 赤十字標章等の特殊標章等に関する資料

(1) 赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン

平成 17 年 8 月 2 日

赤十字標章等、特殊標章等に係る事務の
運用に関する関係省庁連絡会議申合せ

1 目的

このガイドラインは、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）第 157 条及び第 158 条に規定する事務を円滑に実施するため、武力攻撃事態等における赤十字標章等（国民保護法第 157 条第 1 項の特殊信号及び身分証明書並びに同条第 2 項の赤十字標章等をいう。以下同じ。）及び特殊標章等（国民保護法第 158 条第 1 項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。）の交付又は使用の許可（以下「交付等」という。）に関する基準、手続等を定めることを目的とする。

2 赤十字標章等の交付等に関する基準、手続等

(1) 交付等の対象者

- ・許可権者（指定行政機関の長及び都道府県知事（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市にあっては、指定都市の長。2 (1) (2) (ウ) を除く。）において同じ。）をいう。以下 2 において同じ。）は、次に定める区分に従い、赤十字標章等の交付等を行うものとする。

① 指定行政機関の長が交付等を行う対象者

(ア) 避難住民等の救援の支援を行う当該指定行政機関の長が所管する医療機関

- (イ) 避難住民等の救援の支援を行う当該指定行政機関の職員（その管轄する指定地方行政機関の職員を含む。）である医療関係者（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成 16 年政令第 275 号）第 18 条の医療関係者をいう。以下 2 において同じ。）

- (ウ) (ア) 及び (イ) に定める対象者以外の当該指定行政機関の長が所管する医療機関である指定公共機関

- (エ) (ア) から (ウ) までに定める対象者の委託により医療に係る業務（搜索、収容、輸送等）を行う者

② 都道府県知事が交付等を行う対象者

- (ア) 当該都道府県知事から国民保護法第 85 条第 1 項の医療の実施の要請、同条第 2 項の医療の実施の指示等を受けて、当該都道府県知事の管理の下に避難住民等の救援を行う医療機関及び医療関係者

- (イ) 当該都道府県知事から国民保護法第 80 条第 1 項の救援に必要な援助についての協力の要請等を受けて、当該都道府県知事の管理の下で行われる避難住民等の救援に必要な援助について協力をする医療機関及び医療関係者

- (ウ) (ア) 及び (イ) に定める対象者以外の当該都道府県知事が指定した医療機関である指定地方公共機関

- (エ) ① (ア) から (ウ) まで及び ② (ア) から (ウ) までに定める対象者以外の当該都道府県（地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市にあっては、指定都市。(2) (ア) において同じ。）にお

いて医療を行う医療機関及び医療関係者

(オ) (ア)から(エ)までに定める対象者の委託により医療に係る業務（捜索、収容、輸送等）を行う者

(2) 交付等の手続、方法等

- ・赤十字標章等の交付等は、次に定める区分に従い行うものとする。

(ア) 指定行政機関又は都道府県の職員並びにこれらの者が行う医療のために使用される場所及び車両、船舶、航空機等（以下「場所等」という。）を識別させるための赤十字標章等については、許可権者が作成して交付するものとする。

(イ) 対象者の委託により医療に係る業務（捜索、収容、輸送等）を行う者（以下(イ)において「受託者」という。）及び受託者が行う医療に係る業務を行う場所等を識別させるための赤十字標章等については、原則として当該対象者が自ら作成して許可権者に対して使用の許可の申請（申請書の様式の例は、別紙の様式1のとおりとする。）を行い、使用の許可を受けるものとする。

(ウ) (ア)及び(イ)に定める対象者以外の対象者並びに当該対象者が行う医療のために使用される場所等を識別させるための赤十字標章等については、当該対象者が自ら作成して許可権者に対して使用の許可の申請（申請書の様式の例は、別紙の様式1のとおりとする。）を行い、使用の許可を受けるものとする。

- ・許可権者は、人命の救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに白地に赤十字の標章のみを交付することができる。
- ・許可権者は、武力攻撃事態等において交付等を行う方法と平時において交付等をしておく方法とのいずれを採用するか、対象者の種別、対象者が行うことが想定される医療の内容等に応じて定めるものとする。ただし、赤十字標章等の濫用を防止する必要があることを踏まえ、武力攻撃事態等において医療等を行う蓋然性が少ないと考えられる者に対しては、平時においては赤十字標章等の交付等を行わないものとする。
- ・許可権者は、申請書の保管、赤十字標章等の交付等をした者に関する台帳（当該台帳の様式の例は、別紙の様式2のとおりとする。）の作成など交付等した赤十字標章等の管理を行うものとする。
- ・赤十字標章等の交付等を受けた者は、赤十字標章等を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、赤十字標章等の再交付又は再許可を受けることができるものとする。この場合において、汚損又は破損した赤十字標章等を返納しなければならない。

(3) 赤十字標章等の様式等

① 赤十字等の標章

- ・我が国関係者については、すべて白地に赤十字の標章を使用するものとする。なお、白地に赤新月又は赤のライオン及び太陽の標章については、外国から派遣された医療関係者等による使用を想定している。
- ・白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽の標章（以下(3)及び(7)において「赤十字等の標章」という。）は、状況に応じて適当な大きさとする。なお、赤十字、赤新月並びに赤のライオン及び太陽の形状のひな形は図1のとおりである。
- ・赤十字等の標章の赤色の部分の色は、金赤（CMYK値：C-0、M-100、Y-100、K-0、RGB値：#FF0000）を目安とする。ただし、他の赤色を用いることを妨げるものではない。

[図1]



- ・場所等を識別させるための赤十字等の標章は、できる限り様々な方向から及び遠方から（特に空から）識別されることができるよう、可能な限り、平面若しくは旗に又は地形に応じた他の適当な方法によって表示するものとする。
 - ・場所等を識別させるための赤十字等の標章は、夜間又は可視度が減少したときは、点灯し又は照明することができるものとする。ことが望ましい。
 - ・赤十字等の標章の赤色の部分は、特に赤外線機器による識別を容易にするため、黒色の下塗りの上に塗ることができるものとする。
 - ・対象者を識別させるために赤十字等の標章を使用する際は、できる限り赤十字等の標章を帽子及び衣服に付けるものとする。
- ② 特殊信号
- ・対象者が使用することができる特殊信号は、発光信号、無線信号及び電子的な識別とする。
 - ・特殊信号の規格等については、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書Ⅰ）（以下「第一追加議定書」という。）附属書Ⅰ第3章の規定によるものとする。
- ③ 身分証明書
- ・常時の医療関係者等の身分証明書は、第一追加議定書附属書Ⅰ第2条の規定も踏まえ、次の要件を満たす同一の形式のものとし、その様式は別紙の様式3のとおりとする。
 - (ア) 赤十字等の標章を付し、かつ、ポケットに入る大きさのものであること。
 - (イ) できる限り耐久性のあるものであること。
 - (ウ) 日本語及び英語で書かれていること。
 - (エ) 氏名及び生年月日が記載されていること。
 - (オ) 所持者がいかなる資格において1949年8月12日のジュネーヴ諸条約（以下単に「ジュネーヴ諸条約」という。）及び第一追加議定書の保護を受ける権利を有するかが記載されていること。なお、所持者の資格については、〇〇省の職員、救援を行う△△（医療機関）の職員又は医療関係者、指定地方公共機関である××の職員等と記載することとする。
 - (カ) 所持者の写真及び署名が付されていること。なお、写真の標準的な大きさは縦4センチメートル、横3センチメートルとするが、所持者の識別が可能であれば、これと異なる大きさの写真でも差し支えない。
 - (キ) 許可権者の印章（公印）が押され、及び当該許可権者の署名が付されていること。（いずれも印刷されたもので差し支えない。）
 - (ク) 身分証明書の交付等の年月日及び有効期間の満了日が記載されていること。なお、有効期間については、武力攻撃事態等において交付等する場合にあっては対象者が行う医療等の実施が必要と認められる期間等を勘案し、平時において交付等する場合にあっては対象者である職員の在職予定期間等を勘案して、許可権者が決定することとする。
 - (ケ) 所持者の血液型が判明している場合には、身分証明書の裏面に所持者の血液型（A B O式及びR h式）が記載されていること。
 - ・臨時の医療関係者等の身分証明書については、原則として、常時の医療関係者等の身分証明書と同様のものとする。ただし、常時の医療関係者等の身分証明書と同様の身分証明書の

交付等を受けることができない場合には、これらの者が臨時の医療関係者等として医療等を行っていることを証明し並びに医療等を行っている期間及び赤十字等の標章を使用する権利を可能な限り記載する証明書であって、許可権者が署名するものを交付等するものとする。この証明書には、所持者の氏名、生年月日及び当該医療関係者等が行う医療等の内容を記載するとともに、所持者の署名を付するものとする。

- ・常時の医療関係者等及び臨時の医療関係者等の区別については、当該医療関係者等が行う医療等の内容、その期間等を勘案し、許可権者が決定することとする。

(4) 赤十字標章等の使用に当たっての留意事項

- ・何人も、武力攻撃事態等において、赤十字標章等をみだりに使用してはならないとされていることを踏まえ、以下のとおり取り扱うものとする。
 - (ア) 赤十字標章等の交付等を受けた者は、当該赤十字標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。
 - (イ) 赤十字標章等の交付等を受けた者は、医療を行っていない場合には、赤十字標章等を使用してはならない。
- (ウ) 赤十字標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら医療のために使用されていなければならない。

(5) 訓練及び啓発

- ・許可権者及び対象者は、国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）についての訓練を実施するに当たって、赤十字標章等を使用するよう努めるものとする。
- ・国〔内閣官房、外務省、厚生労働省、消防庁、文部科学省等〕は、地方公共団体等と協力しつつ、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における赤十字標章等の使用の意義等について教育や学習の場などの様々な機会を通じて国民に対する啓発に努めるものとする。

(6) 体制の整備等

- ・許可権者は、本ガイドラインに基づき、必要に応じて具体的な運用に関する要綱を作成するものとする。なお、許可権者は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書並びに国民保護法の規定を踏まえ、それぞれの機関の実情に応じた取扱いを当該要綱で定めることができる。
- ・許可権者又は対象者は、武力攻撃事態等における赤十字標章等の必要量を勘案した上で、武力攻撃事態等において赤十字標章等を速やかに交付等し、又は使用できるようあらかじめ必要な準備を行うよう努めるものとする。
- ・国及び地方公共団体は、必要に応じて、職員の服制に関する規定の見直し等を行うものとする。
- ・国〔内閣官房、外務省、厚生労働省、消防庁〕は、許可権者の間で運用の統一が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(7) 平時における赤十字等の標章の使用等

- ・平時においては、(5)に定める場合を除いて、赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律（昭和22年法律第159号。（7）において「赤十字標章法という。）の規定に基づき、日本赤十字社及び日本赤十字社の許可を受けた者に限って赤十字等の標章を使用することができるものとする。
- ・武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第9条第1項の対処基本方針が定められる前に日本赤十字社から赤十字等の標章の使用の許可を受けた者は、武力攻撃事態等においても、赤十字標章法第3条に規定する傷者又は病者の無料看護を引き続き行う場合に限り、改めて国民保護

法に基づく交付等を受けることなく赤十字等の標章を使用することができるものとする。

3 特殊標章等の交付等に関する基準、手続等

(1) 交付等の対象者

・許可権者（国民保護法第158条第2項の指定行政機関長等をいう。以下3において同じ。）は、次に定める区分に従い、特殊標章等の交付等を行うものとする。なお、「国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者」とは、国民保護法第70条第1項、第80条第1項、第115条第1項及び第123条第1項に基づいて、許可権者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者等を指すものである。

① 指定行政機関の長が交付等を行う対象者

- (ア) 当該指定行政機関の職員（その管轄する指定地方行政機関の職員を含む。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
- (イ) 当該指定行政機関の長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (ウ) 当該指定行政機関の長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(エ) 当該指定行政機関の長が所管する指定公共機関

② 都道府県知事が交付等を行う対象者

- (ア) 当該都道府県の職員（③(ア)及び⑤(ア)に定める職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの

- (イ) 当該都道府県知事の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (ウ) 当該都道府県知事が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- (エ) 当該都道府県知事が指定した指定地方公共機関

③ 警視總監又は道府県警察本部長が交付等を行う対象者

- (ア) 当該都道府県警察の職員で国民保護措置に係る職務を行うもの

- (イ) 当該警視總監又は道府県警察本部長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

- (ウ) 当該警視總監又は道府県警察本部長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

④ 市町村長が交付等を行う対象者

- (ア) 当該市町村の職員（当該市町村の消防団長及び消防団員を含み、⑤(ア)及び⑥(ア)に定める職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
- (イ) 当該市町村長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (ウ) 当該市町村長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

⑤ 消防長が交付等を行う対象者

- (ア) 当該消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- (イ) 当該消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (ウ) 当該消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

⑥ 水防管理者が交付等を行う対象者

- (ア) 当該水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- (イ) 当該水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (ウ) 当該水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(2) 交付等の手続、方法等

・特殊標章等の交付等は、次に定める区分に従い行うものとする。

- (ア) 許可権者の所轄の職員で国民保護措置に係る職務を行うもの及び当該国民保護措置に係る当

該職員が行う職務のために使用される場所等を識別させるための特殊標章等については、許可権者が作成して交付するものとする。

(イ) 許可権者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者又は許可権者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者及び当該国民措置に係るこれらの者が行う業務又は協力のために使用される場所等を識別させるための特殊標章等については、原則として当該対象者が許可権者に対して交付の申請（申請書の様式の例は、別紙の様式 1 のとおりとする。）を行い、許可権者が作成して交付するものとする。

(ロ) 指定公共機関若しくは指定地方公共機関が実施する国民保護措置に係る業務を行う者（当該指定公共機関又は指定地方公共機関の委託により国民保護措置に係る業務を行う者を含む。）又は当該指定公共機関若しくは指定地方公共機関が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者及び当該国民保護措置に係るこれらの者が行う業務又は協力のために使用される場所等を識別させるための特殊標章等については、指定公共機関又は指定地方公共機関が自ら作成して許可権者に対して使用の許可の申請（申請書の様式の例は、別紙の様式 1 のとおりとする。）を行い、使用の許可を受けるものとする。

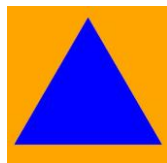
- ・許可権者は、人命の救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができる。
- ・許可権者は、武力攻撃事態等において交付等を行う方法と平時において交付等をしておく方法とのいずれを採用するか、対象者の種別、対象者が行うことが想定される国民保護措置に係る職務、業務又は協力の内容等に応じて定めるものとする。ただし、特殊標章等の濫用を防止する必要があることを踏まえ、武力攻撃事態等において国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行う蓋然性が少ないと考えられる者に対しては、平時においては特殊標章等の交付等を行わないものとする。
- ・許可権者は、申請書の保管、特殊標章等の交付等をした者に関する台帳（当該台帳の様式の例は、別紙の様式 2 のとおりとする。）の作成など交付等した特殊標章等の管理を行うものとする。
- ・特殊標章等の交付等を受けた者は、特殊標章等を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、特殊標章等の再交付又は再許可を受けることができるものとする。この場合において、汚損又は破損した特殊標章等を返納しなければならない。

(3) 特殊標章等の様式等

① 特殊標章

- ・特殊標章は、オレンジ色地に青色の正三角形とし、原則として次の条件を満たすものとする。なお、そのひな形は図 2 のとおりである。
 - (ア) 青色の三角形を旗、腕章又は制服に付する場合には、その三角形の下地の部分は、オレンジ色とすること。
 - (イ) 三角形の一の角が垂直に上を向いていること。
 - (ロ) 三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していないこと。
- ・特殊標章の大きさは、状況に応じて適当な大きさとする。
- ・特殊標章の色については、オレンジ色地の部分はオレンジ色（C M Y K 値：C-0, M-36, Y-100, K-0、R G B 値：#FFA500）を、青色の正三角形の部分については青色（C M Y K 値：C-100, M-100, Y-0, K-0、R G B 値：#0000FF）を目安とする。ただし、他のオレンジ色及び青色を用いることを妨げるものではない。

〔図 2〕



- ・場所等を識別させるための特殊標章は、できる限り様々な方向から及び遠方から識別されることができるよう、可能な限り、平面又は旗に表示するものとする。
- ・場所等を識別させるための特殊標章は、夜間又は可視度が減少したときは、点灯し又は照明することができるものとするのが望ましい。
- ・対象者を識別させるために特殊標章を使用する際は、できる限り特殊標章を帽子及び衣服に付けるものとする。

② 身分証明書

- ・身分証明書は、第一追加議定書附属書Ⅰ第15条の規定も踏まえ、次の要件を満たす同一の形式のものとし、その様式は別紙の様式4のとおりとする。
 - (ア) 特殊標章を付し、かつ、ポケットに入る大きさのものであること。
 - (イ) できる限り耐久性のあるものであること。
 - (ウ) 日本語及び英語で書かれていること。
 - (エ) 氏名及び生年月日が記載されていること。
 - (オ) 所持者がいかなる資格においてジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の保護を受ける権利を有するかが記載されていること。なお、所持者の資格については、〇〇省の職員、△△県の職員、指定地方公共機関である××の職員等と記載することとする。
 - (カ) 所持者の写真及び署名が付されていること。なお、写真の標準的な大きさは縦4センチメートル、横3センチメートルとするが、所持者の識別が可能であれば、これと異なる大きさの写真でも差し支えない。
 - (キ) 許可権者の印章（公印）が押され、及び当該許可権者の署名が付されていること。（いずれも印刷されたもので差し支えない。）
 - (ク) 身分証明書の交付等の年月日及び有効期間の満了日が記載されていること。なお、有効期間については、武力攻撃事態等において交付等する場合にあっては対象者が行う国民保護措置に係る職務、業務又は協力の実施が必要と認められる期間等を勘案し、平時において交付等する場合にあっては対象者である職員の国民保護措置を担当する部局における在職予定期間等を勘案して、許可権者が決定することとする。
 - (ケ) 所持者の血液型が判明している場合には、身分証明書の裏面に所持者の血液型（A B O式及びR h式）が記載されていること。
- (4) 特殊標章等の使用に当たっての留意事項
 - ・何人も、武力攻撃事態等において、特殊標章等をみだりに使用してはならないとされていることを踏まえ、以下のとおり取り扱うものとする。
 - (ア) 特殊標章等の交付等を受けた者は、当該特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。
 - (イ) 特殊標章等の交付等を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っていない場合には、特殊標章等を使用してはならない。
 - (ウ) 特殊標章等により識別されることができ場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていなければならない。
- (5) 訓練及び啓発
 - ・許可権者及び対象者は、国民保護措置についての訓練を実施するに当たって、特殊標章等

を使用するよう努めるものとする。

- ・国〔内閣官房、外務省、消防庁、文部科学省等〕は、地方公共団体等と協力しつつ、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における特殊標章等の使用の意義等について教育や学習の場などの様々な機会を通じて国民に対する啓発に努めるものとする。

(6) 体制の整備等

- ・許可権者は、本ガイドラインに基づき、必要に応じて具体的な運用に関する要綱を作成するものとする。なお、許可権者は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書並びに国民保護法の規定を踏まえ、それぞれの機関の実情に応じた取扱いを当該要綱で定めることができる。
- ・許可権者又は対象者は、武力攻撃事態等における特殊標章等の必要量を勘案した上で、武力攻撃事態等において特殊標章等を速やかに交付等し、又は使用できるようあらかじめ必要な準備を行うよう努めるものとする。
- ・国及び地方公共団体は、必要に応じて、職員の服制に関する規定の見直し等を行うものとする。
- ・国〔内閣官房、外務省、消防庁〕は、許可権者の間で運用の統一が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(7) 平時における特殊標章の使用

- ・平時におけるいたずらな使用が武力攻撃事態等における混乱をもたらすおそれがあることにかんがみ、平時における特殊標章の使用については、(5)に定める場合を除いて使用しないこととする。

【様式紙】

赤十字 標章等に係る 交付 申請書
特 殊 使用許可

平成 年 月 日

(許 可 権 者) 様

私は、国民保護法第157条又は第158条の規定に基づき、赤十字標章等又は特殊標章等の交付又は使用許可を以下のとおり申請します。

氏名：(漢字) (ローマ字)	生年月日(西暦) 年 月 日
申請者の連絡先 住 所：〒 電話番号： E-mail：	写 真 縦4×横3cm (身分証明書の交付又は 使用許可の場合のみ)
識別のための情報(身分証明書の交付又は使用許可の場合のみ記載) 身 長： cm 眼の色： 頭髪の色： 血液型： (Rh因子)	

標章を使用する衣服、場所、車両、船舶、航空機等の概要及び使用する標章の数等 (標章又は特殊信号の交付又は使用許可の場合のみ記載)

(許可権者使用欄)

資 格：

証明書番号：

交付等の年月日：

有効期間の満了日：

返納日：

[様式 2]

東 京 十 五 年 軍 令 第 一 〇 七 号 特 許 證 交 付 及 使 用 許 可 有 關 事 項 台 電

[illegible]

【様式 3】

表面

	(この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白)	
身分証明書 IDENTITY CARD 自衛隊の衛生要員等以外の 常時の 医療関係者用 臨時の PERMANENT for civilian medical personnel TEMPORARY		
氏名/Name 生年月日/Date of birth この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書1）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as 交付等の年月日/Date of issue 証明書番号/No. of card 許可権者の署名/Signature of issuing authority 有効期間の満了日/Date of expiry		

裏面

身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

（日本工業規格A 7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル））

【様式 4】

表面

	(この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白)	
---	---------------------------------------	---

裏面

身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair

身分証明書 IDENTITY CARD	
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel	
氏名/Name	
生年月日/Date of birth	
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as	
交付等の年月日/Date of issue	証明書番号/No. of card
許可権者の署名/Signature of issuing authority	
有効期間の満了日/Date of expiry	

その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information?	
血液型/Blood type	
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER	
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder

(日本工業規格A 7 (横 7 4 ミリメートル、縦 1 0 5 ミリメートル))

第2 避難・退避に関する資料

1 輸送網に関する資料

(1) 高速道路

路線名	起点 ～ 終点	延長 (km)
	県内 I C ・ J C T 名	
東北横断自動車道釜石秋田線	釜石市 ～ 秋田市	134
	横手 I C、大曲 I C、西仙北 I C、協和 I C、河辺 J C T、秋田南 I C、秋田中央 I C、昭和男鹿半島 I C	
日本海沿岸東北自動車道	新潟市 ～ 青森市	322
	昭和男鹿半島 I C、五城目八郎潟 I C、琴丘森岳 I C、八竜 I C、能代南 I C	

(2) 国道 (上段：路線指定区間、下段：路線供用区間) (平成17年4月1日)

番号	起点	終点	延長 (km)	自動車交通不能区間 (km)	冬季閉鎖区間 (km)
7	新潟県新潟市本町通7番町1054番2	青森県青森市大字大野字長島2丁目10番2			
	由利郡象潟町小砂川字川崎	大館市長走下内沢	213.4	0	0
101	青森市大字大野字長島2丁目10番2	秋田市川尻字大川反233番地先			
	山本郡八峰町字大間18番2地先	秋田市金足大清水字堤下20番1〔国道7号交点〕	119.9	0	0

※自動車交通不能：幅員、曲線半径、勾配その他道路の状況により最大積載量4トンの普通貨物自動車が行き通れない区間。以下、(3)主要地方道、(4)一般県道の各表において同じ。

(3) 主要地方道 (上段：路線認定区間、下段：路線供用区間)

(平成17年4月1日)

番号	路線名	起点	終点	延長 (km)	自動車交通不能区間 (km)	冬季閉鎖区間 (km)
42	男鹿八竜線	男鹿市船越字内子294番74地先〔国道101号交点〕	山本郡三種町鶴川字帆出13番1地先〔国道7号交点〕			
		〃	三種町浜田字東浜田311番1地先〔国道101号交点〕	24.7	0	0
54	男鹿琴丘線	男鹿市脇本富永字野田10番	山本郡三種町鹿渡字西小瀬川69番〔国道7号交点〕			
		〃	〃	28.3	0	0

(4) 一般県道（上段：路線認定区間、下段：路線供用区間）

(平成17年4月1日)

番号	路線名	起点	終点	延長 (km)	自動車 通行不 能区間 (km)	冬季閉 鎖区間 (km)
298	道村大川線	男鹿市鶴木字白榎木240番〔男鹿琴丘線交点〕	南秋田郡五城目町大川字沖面940番〔国道7号交点〕			
		〃	八郎潟町一日市字大道48番地先〔三倉鼻五城目線交点〕	20.0	0	0

(5) 村道（1級）（上段：路線認定区間、下段：路線供用区間）

(平成18年4月1日)

番号	路線名	起点	終点	実延長 (m)	自動車 通行不 能区間 (m)	冬季閉 鎖区間 (km)
101	大潟環状線	字方口150-35	字方口59-19			
		〃	〃	30,603.4	0	20.0
102	中央1号線	字東3丁目5	字南2丁目46			
		〃	〃	2,326.4	0	0
103	中央2号線	字中央5-2	字中央18			
		〃	〃	1,629.9	0	0
104	南北東線	字東3丁目20	字中央17			
		〃	〃	3,020.3	0	0
105	西1・2丁目中央線	字西2丁目9	字中央15			
		〃	〃	697.7	0	0
106	南1号線	字西1丁目6	字東1丁目6			
		〃	〃	1,192.6	0	0
107	南2号線	字南1丁目62	字南1丁目111			
		〃	〃	1,333.6	0	0
108	南3号線	字南2丁目8	字南2丁目56			
		〃	〃	1,558.9	0	0

(6) 村道（2級）（上段：路線認定区間、下段：路線供用区間）

(平成18年4月1日)

番号	路線名	起点	終点	実延長 (m)	自動車 通行不 能区間 (m)	冬季閉 鎖区間 (km)
201	西2・3丁目中央線	字西3丁目5	字西3丁目16			
		〃	〃	498.9	0	0
202	東2丁目線	字東2丁目2	字東2丁目5-55			
		〃	〃	333.4	0	0

203	東 1・2 丁目	字東 1 丁目 8	字東 1 丁目 1			
	中央線	〃	〃	602.0	0	0
204	東 2・3 丁目	字東 2 丁目 1 4	字中央 1－1 5			
	中央線	〃	〃	702.1	0	0
205	北 1・2 丁目	字北 1 丁目 1 0	字北 2 丁目 1 0			
	線	〃	〃	375.9	0	0
206	大湯 2 号線	字西 4 丁目 9 5	字西 5 丁目 1 2			
		〃	〃	2,571.1	0	2.57
207	北 1 丁目線	字北 1 丁目 6	字北 1 丁目 7			
		〃	〃	390.2	0	0
208	北 1・2 丁目	字北 1 丁目 1 2	字北 1 丁目 7			
	中央線	〃	〃	434.8	0	0
209	東 3 丁目 1 号	字北 2 丁目 9	字東 3 丁目 2 1			
	線	〃	〃	539.4	0	0
210	北 2 丁目線	字北 2 丁目 4－1	字北 2 丁目 6			
		〃	〃	525.5	0	0
211	一級幹線排水 路沿線	字方口 1 5 0－3 5	字中野 2－2 4			
		〃	〃	3264.9	0	2.0
212	東 4 丁目線	字東 4 丁目 6 8	字東 4 丁目 9 5			
		〃	〃	664.1	0	0
213	東 5 丁目 1 号	字東 5 丁目 7 8	字東 5 丁目 7 5			
	線	〃	〃	670.1	0	0
214	東 5 丁目 2 号	字東 5 丁目 7 8	字東 5 丁目 9 7			
	線	〃	〃	666.5	0	0
215	東 4・5 丁目	字東 4 丁目 7 3	字東 5 丁目 7 4			
	1 号線	〃	〃	1,957.1	0	0
216	東 4・5 丁目	字東 4 丁目 9 3	字東 5 丁目 7 6			
	2 号線	〃	〃	1,957.7	0	0
217	東 4・5 丁目	字東 5 丁目 8 0	字東 4 丁目 9 4			
	3 号線	〃	〃	2,628.9	0	0
218	西 1 丁目線	字西 1 丁目 1 5	字西 1 丁目 1 7			
		〃	〃	121.0	0	0
219	南 4 号線	字南 1 丁目 8 7	字南 1 丁目 9 3			
		〃	〃	521.4	0	0
220	南 1・2 丁目	字南 1 丁目 7 1	字南 1 丁目 1 2 3			
	中央線	〃	〃	1,443.8	0	0
221	大湯 1 号線	字南 2 丁目 1 0	字南 2 丁目 5 4			
		〃	〃	1,745.7	0	0
222	北 1 丁目中央	字北 1 丁目 1 2	字北 1 丁目 6			
	線	〃	〃	533.3	0	0
223	西 1 丁目西線	字西 1 丁目 6－3	字西 1 丁目 9			
		〃	〃	103.9	0	0

(7) 鉄道(上表：旅客、下表：貨物)

事業 者 名	路 線 名	起 点 駅	終 点 駅	営業キロ (km)
		県内起点駅	県内終点駅	
東日本旅客鉄道株式会社	奥羽本線	福島	青森	484.5
		院内	陣場	222.1
	羽越本線	新潟	秋田	273.0
		小砂川	秋田	76.9
	男鹿線	追分	男鹿	26.6
		追分	男鹿	26.6

事業 者 名	路 線 名	起 点 駅	終 点 駅	営業キロ (km)
日本貨物鉄道株式会社	羽越本線	酒田	青森	286.8
	奥羽本線	秋田貨物	秋田港	5.3
	奥羽本線・北上線	秋田貨物	北上	135.1

(8) ヘリコプター臨時離着陸場数

(平成17年12月末現在)

	箇 所 数	
	大 型 機	中 型 機
大 潟 村	1	

※詳細

臨時離着陸場の名称	設置場所住所	備 考
大潟中学校グラウンド	大潟村字中央5-2	

第3 武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）への対処に関する資料

1 生活関連等施設の安全確保に関する資料

(1) 生活関連等施設の概況

県内に所在する生活関連等施設の種類毎の施設数 (平成17年8月末)

施行令 番号	生活関連等施設の種類	施設数
1	発電所・変電所	11
2	ガス発生設備・ガス精製設備・ガスホルダー	37
3	取水施設・貯水施設・浄水施設・配水池	2
4	鉄道施設・軌道施設	0
5	電気通信事業者がその事業の用に供する交換設備	10
6	国内放送を行う放送局の無線設備	9
7	水域施設・係留施設	3
8	滑走路等・旅客ターミナル施設・航空保安施設	6
9	ダム（1級河川・2級河川のダム）	23
10-1	危険物取扱所（危険物質の規制に関する政令第8条の2の3第3項の特定屋外貯蔵タンク、消防法第12条の7に基づき危険物統括保安管理者を定めなければならない事業所）	73
10-2	毒劇物営業者・特定毒物研究者の取扱所、毒劇物を業務上取り扱う者の取扱所（販売業については1ヶ月間で毒物で50t、又は劇物で1000tを販売した施設）	22
10-3	火薬類の製造所・火薬庫	81
10-4	高圧ガス製造施設・貯蔵設備（第1種製造所、第2種製造所）	122
10-5	核燃料物質使用施設、試験研究用原子炉、加工施設、実用原子力発電所、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物管理施設、廃棄物処理施設	1
10-6	核原料物質使用施設、製錬施設	0
10-7	放射性同位元素使用事業者の取扱所、放射性同位元素廃棄業者	36
10-8	毒薬劇薬の薬局、販売業、製造者	805
10-9	LNGタンク、発電機冷却用水素ポンプ、脱硝酸アンモニアタンク	4
10-10	生物剤・毒素の取扱所、毒性物質の取扱所	0
	(合計)	1,245

○施行令番号：国民保護法施行令第27条及び第28条の号番号を示す。

（例）1：施行令第27条第1号に規定する施設

10-1：施行令第27条第10号及び同令第8条第1号に規定する施設

○施設の種類の欄中の（）部は、括弧内に示した基準により把握したことを示す。

2 消防に関する資料

(1) 管轄消防本部

平成 18 年 1 月末現在

消防本部名	所在地	電話・FAX	衛星電話・FAX	管轄地域
男鹿地区消防一部	男鹿市船川港船川字海岸通	TEL 0185-23-3139	TEL 172-59	男鹿市・潟上市・大潟村
事務組合消防本部	り 2-12-7	FAX 0185-24-4161	FAX 172-50	

(2) 消防本部が保有する救助活動用資機材

平成 17 年 4 月 1 日現在

区分	名 称	数 量
一般救助用器具	かぎ付きはしご	1
	三連はしご	1
	金属製折り畳みはしご又はワイヤーはしご	1
	空気式救助マット	2
	救命索発射銃	2
	サバイバースリング又は救助用縛帯	4
	平担架	1
重量物排除用器具	油圧ジャッキ	1
	油圧スプレッダー	1
	可搬ウインチ	3
	マンホール救助器具	1
	マット型空気ジャッキ	6
切断用器具	チェーンブロック	1
	油圧切断機	2
	エンジンカッター	2
	ガス溶断機	1
	チェンソー	1
	鉄線カッター	1
	空気鋸	1
破壊用器具	万能斧	7
	ハンマー	1
	削岩機	1
	ハンマドリル	1
測定用器具	可燃性ガス測定器	1
呼吸保護用器具	空気呼吸器	29
	空気補充用ボンベ	1
	防塵マスク	7
	送排風機	1
	エアラインマスク	5
隊員保護用器具	耐電手袋	5
	耐電衣	3
	耐電ズボン	3
	耐電長靴	3

水難救助用器具	防塵メガネ	9
	耐熱服	3
	潜水器具	8
	救命胴衣	5
	救命浮環	11
	浮標	2
	救命ボート	1
	船外機	1
	水中無線機	1
	水中時計	7
山岳救助用器具他の救助用器具	バスケット型担架	2
	投光器	1
	携帯拡声器	3
	携帯無線機	2
	応急処置用セット	1
	綾降機	1
	ロープ登降機	1
	発電機	1

3 廃棄物の処理に関する資料

(1) 村の一般廃棄物処分場

① し 尿【無 し】

② ご み【無 し】

(2) し尿収集運搬機材

平成 16 年 3 月末現在

項 目	直営分				委託業者分				許可業者分			
	収集車		運搬車		収集車		運搬車		収集車		運搬車	
	台数	積載量 (t)	台数	積載量 (t)	台数	積載量 (t)	台数	積載量 (t)	台数	積載量 (t)	台数	積載量 (t)
大 湯 村												

(3) ごみ収集運搬機材

平成 16 年 3 月末現在

項 目	直営分				委託業者分				許可業者分			
	収集車		運搬車		収集車		運搬車		収集車		運搬車	
	台数	積載量 (t)	台数	積載量 (t)	台数	積載量 (t)	台数	積載量 (t)	台数	積載量 (t)	台数	積載量 (t)
大 湯 村					2	6	1	2			1	2

(4) 秋田中央保健所産業廃棄物処分場数

平成 17 年 3 月末現在

項目	がれき類の 破砕施設		木くずの 破砕施設		産業廃棄物 の焼却施設		その他施設		最終処 分場数
	施 設 数	処理能力 合計(t/日)	施 設 数	処理能力 合計(t/日)	施 設 数	処理能力 合計(t/日)	施 設 数	備考	施設数
保健所									
秋田中央	10	6,052	4	1,275	1	15	11	汚泥乾燥、汚泥脱水 等	1

※廃棄物処理法に規定されている許可対象施設のうち、産業廃棄物処分業者が設置した施設及び公共関与施設を掲載。

※最終処分場については、上記のうち、平成 16 年度に使用されていた施設を掲載。

4 文化財の保護に関する資料

(1) 村の国指定・県指定等文化財件数一覧

平成 18 年 10 月末現在

国 登録有形文化財

【指定無し】

県 指定文化財（建造物のみ）

【指定無し】

5 被災情報に関する資料

(1) 火災・災害等即報要領

昭和59年10月15日消防災第267号消防庁長官				
改正	平成6年12月	消防災第	279号	
	平成7年4月	消防災第	83号	
	平成8年4月	消防災第	59号	
	平成9年3月	消防情第	51号	
	平成12年11月	消防災第	98号	
		消防情第	125号	
	平成15年3月	消防災第	78号	
		消防情第	56号	
	平成16年9月	消防震第	66号	

第1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第22条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

(参考)

消防組織法第22条

消防庁長官は、都道府県及び市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告を求めることができる。

2 火災・災害等の定義

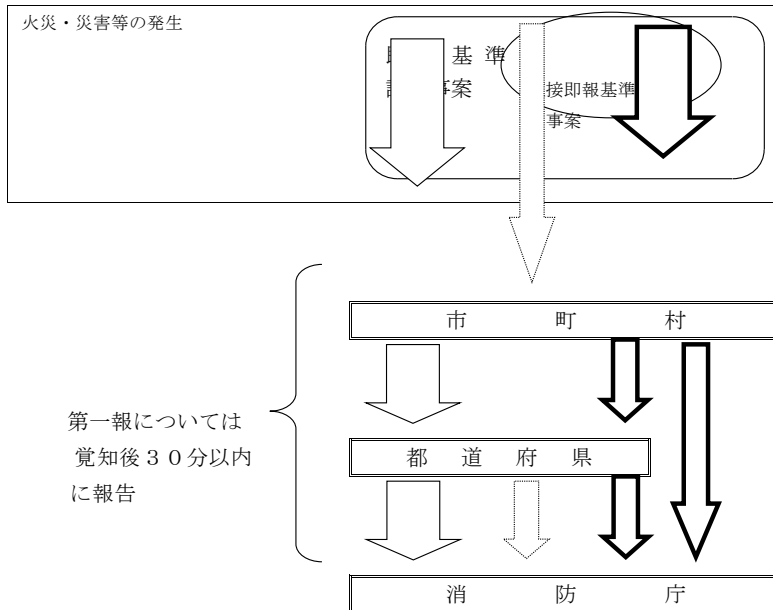
「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成6年4月21日付消防災第100号）」、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）」、「救急事故等報告要領（昭和57年12月28日付消防救第53号）」の定めるところによる。

3 報告手続

- (1) 「第2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合をいう。(1)及び(5)において同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。
- ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。
- (2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合には、当該災害が発生した地域の属する市町村は、災害に関する即報を都道府県に報告するものとする。
- (3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報を消防庁に報告を行うものとする。
- (4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第一報を都道府県に加え、消防庁に対しても、報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行うものとする。
- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したとき、原則として、覚知後30分以内で可能な限り

早く、分かる範囲で、その第一報を報告するものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したものの中から逐次報告するものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。



4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、(1)の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告するものとする。また、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合等において、迅速性を確保するため、様式によることができない場合には、この限りではない。また、電話による報告も認められるものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（爆発を除く。）については、第1号様式、特定の事故については、第2号様式により報告すること。

イ 救急・救助事故等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故については、省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア火災等即報、イ救急・救助事故即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星車載局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い火災・災害等

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

- (1) 「第2 即報基準」及び「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が判断に迷う場合には、できる限り広く報告するものとする。
- (2) 市町村又は都道府県は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配慮し、迅速な報告に努めるものとする。
- (3) 各都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等と密接な連絡を保つものとする。
- (4) 市町村が都道府県に報告できない場合にあっては、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告するものとする。
- (5) (1)から(5)までにかかわらず、地震等により、消防機関への通報が殺到した場合、その状況を市町村は直ちに消防庁及び都道府県に対し報告するものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

1) 死者が3人以上生じたもの

2) 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

ア 火災

ア) 建物火災

1) 特定防火対象物で死者の発生した火災

2) 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの

3) 大使館・領事館、国指定重要文化財又は特定違反対象物の火災

- 4) 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- 5) 損害額1億円以上と推定される火災
- イ) 林野火災
 - 1) 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
 - 2) 空中消火を要請したもの
 - 3) 住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの
- ウ) 交通機関の火災
 - 船舶、航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの
 - 1) 航空機火災
 - 2) タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災
 - 3) トンネル内車両火災
 - 4) 列車火災
- エ) その他
 - 以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの
 - (例示)
 - ・消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災
- イ) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 1) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故
 - (例示)
 - ・危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故
 - 2) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの
 - 3) 特定事業所内の火災(1)以外のもの。
- ウ) 危険物等に係る事故
 - 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等(以下「危険物等」という。)を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの(イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。)
 - 1) 死者(交通事故によるものを除く。)又は行方不明者が発生したもの
 - 2) 負傷者が5名以上発生したもの
 - 3) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたものの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたものの
 - 4) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
 - 5) 海上、河川への危険物等流出事故
 - 6) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故
- エ) 原子力災害等
 - 1) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの
 - 2) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
 - 3) 原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの
 - 4) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの
- オ) その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- 1) 死者5人以上の救急事故
- 2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- 3) 要救助者が5人以上の救助事故
- 4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故
- 5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故

(例示)

- ・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・バスの転落による救急・救助事故
- ・ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

3 武力攻撃災害即報

次の災害等（該当するおそれがある場合を含む。）についても、上記2と同様式を用いて報告すること。

- 1) 武力事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- 2) 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第25条第1項に規定する緊急対処事態、すなわち、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

(1) 一般基準

- 1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- 2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- 3) 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

(2) 個別基準

ア 地震

地震が発生し、当該都道府県又は市町村の区域内で震度4以上を記録したもの

イ 津波

津波により、人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

- 1) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 2) 河川の溢水、破堤又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

- 1) 雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 2) 道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

- 1) 臨時火山情報が発表され、登山規制又は通行規制等を行ったもの
- 2) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

- (1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告するものとする。

1 火災等即報

ア 交通機関の火災

第2の1の(2)のアのウ) に同じ。

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイ1)、2) に同じ。

ウ 危険物等に係る事故（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

- 1) 第2の1の(2)のウ1)、2) に同じ
- 2) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの
- 3) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
 - ①海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
 - ②500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等
- 4) 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
- 5) 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

エ 原子力災害等

第2の1の(2)のエに同じ。

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- 1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- 2) バスの転落等による救急・救助事故
- 3) ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
- 4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- 5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害即報

第2の3の1)、2) に同じ

4 災害即報

地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第1号様式（火災）

(1) 火災種別

火災の種別は、「建物火災」「林野火災」「車両火災」「船舶火災」「航空機火災」及び「その他の火災」とし、欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動の状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

1) 死者3人以上生じた火災

ア 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

ア) 建物等の用途、構造及び環境

イ) 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

イ 火災の状況

ア) 発見及び通報の状況

イ) 避難の状況

2) 建物火災で個別基準の5)又は6)に該当する火災

ア) 発見及び通報の状況

イ) 延焼拡大の理由

ア 消防事情 イ 都市構成 ウ 気象条件 エ その他

ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

エ) り災者の避難保護の状況

オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

3) 林野火災

ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※必要に応じて図面を添付する。

イ) 林野の植生

ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

4) 交通機関の火災

- ア) 車両、船舶、航空機等の概要
- イ) 焼損状況、焼損程度

2 第2号様式（特定の事故）

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項で「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となつた物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて*＊製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

- ・自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被爆ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

<救急・救助事故等即報>

3 第3号様式（救急・救助事故等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「負傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動の状況

出動した救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

(例)

- ・都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・避難の勧告・指示の状況
- ・避難所の設置状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況

<災害即報>

4 第4号様式

1) 第4号様式—その1（災害概況即報）

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

(1) 災害の概況

ア 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

イ 災害種別概況

(7) 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概

況

- (イ) 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- (ロ) 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- (エ) 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
- (オ) その他これらに類する災害の概況

(2) 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。

(3) 応急対策の状況

当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合にはその設置及び解散の日時を記入するとともに、市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

(例)

- ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・避難の勧告・指示の状況
- ・避難所の設置状況
- ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況

2) 第4号様式—その2（被害状況即報）

(1) 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

(2) 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(3) 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

(4) 備考欄

備考欄には次の事項を記入すること。

ア 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

イ 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

ウ 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

エ 応急対策の状況

市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

(例)

- ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・避難の勧告・指示の状況
- ・避難所の設置状況
- ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況

- ・自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・災害ボランティアの活動状況

第1号様式（火災）

第 報

報告日時
年 月 日 時 分

都道府県

市 町 村
(消防本部名)

報告者

消防庁受信者氏名

※ 爆発を除く。

火災種別	1 建物	2 林野	3 車両	4 船舶	5 航空機	6 その他
出火場所						
出火日時 (月 日 時) (月 日 時) (時)	(月 日 時)		(鎮 圧 日 時) (鎮 火 日 時)	(月 日 時 分) (月 日 時 分)		
火元の業態・用途				事業所名 (代表者氏名)		
出火箇所				出火原因		
死傷者	死者 (性別 ・ 年 齢) 人 負 傷 者 人 人 人 軽 症 中 等 症 重 症			死者の生じ た理由		
建物の概要	構造 階層			建築面積 延べ面積		
焼損程度	焼損棟数	全半棟 部分焼 ぼや	焼損棟 棟 棟 棟 } 計	焼損面積	建物焼損床面積 建物焼損表面積 ㎡	

			林 野 焼 損 面 積 a
り 災 世 帯 数		気 象 状 況	
消 防 活 動 状 況	消防本部（署） 消 防 団 そ の 他	台 台	人 人
救 急 ・ 救 助 活 動 状 況			
災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況			
その他参考事項			

(注) 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第2号様式（特定の事故）

事故名 {	1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故	報告日時	年	月	日	時
	2 危険物等に係る事故	分				
	3 原子力施設等に係る事故	都道府県				
	4 その他特定の事故					
消防庁受信者氏名		市町村				
		(消防本部名)				
		報告者				

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()					
発生場所						
事業所名			特別防災区域	レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他		
発生日時 (覚知日時)	月	日	時	発見日時	月	日
分				鎮火日時	時	分
()	月	日	時	(処理完了)	月	日
消防覚知方法			気象状況			
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃物 5 毒劇物 6 RI 等 7 その他		物質名			
施設の区分	1 危険物施設 2 高圧ガス施設 3 高圧ガス施設 4 その他 ()					
施設の概要			危険物施設の区分			
事故の概要						
	死者 (性別・年齢)		人	負傷者等 ()		人

死 傷 者			重 症 人 ()	人	
			中 等 症 人 ()	人	
			軽 症 人 ()	人	
消 防 防 災 活 動 状 況 及 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況		出 場 機 関	出 場 人	出 場 資 機	
		事 業 所	自 衛 防 災 組 織	人	
			共 同 防 災 組 織	人	
			そ の 他	人	
		消 防 本 部 (署)	台 人		
		消 防 団	台 人		
		海 上 保 安 庁	人		
		自 衛 隊	人		
		そ の 他	人		
災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況					
その他参考事項					

(注) 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨 (「未確認」等) を記入して報告すれば足りること。)

第3号様式（救急・救助事故等）

	第 報
	報告日時 年 月 日 時 分
	都道府県
消防庁受信者氏名	市町村 (消防本部名)
	報告者

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対応事態		
発生場所			
発生日時 (覚知日時)	(月 日 時 分)	覚知方法	
事故等の概要			
死傷者等	死者 (性別・年齢) 人 不人	計 明	負傷者等 (人) { 重 症 人 (人) 人 (軽 症 人) (人) 中等症 人 人
救助活動の要否			
要救護者数 (見込)		救助人数	

		員	
消防・救急・救護活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

(注) 負傷者等欄の（ ）書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式（その1）
（災害概況即報）

消防庁受信者氏名
災害名（第 報）

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部)	
報告者名	

災害の概況	発生場所					発生日時	月 日 時 分	
被害の状況	死者	死者	人	不明	住	全棟	壊	一部破損
		負傷者	人	計人		半棟	壊	床上浸水
応急設置状況								
	災害対策本部等	(都道府県)			(市町村)			

対
策
の
状
況

(注) 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式（その2）
（被害状況即報）

都 道 府				区 分		被	
災 害 ・ 報 告 番	災 害 名		第	報	田	流 失 ・ 埋	ha
						冠	ha
	(月 日 時 現 在)	所				流 失 ・ 埋	ha
						冠	ha
報 告 者				文 教 施	箇 所		
				病	箇 所		
区 分		被		道	箇 所		
人 的 被 害	死	人	の	橋 り よ	箇 所		
	行 方 不 明	人		河	箇 所		
	負 重	人		港	箇 所		
	傷 者	人		砂	箇 所		
住 家	全	棟	他	清 掃 施	箇 所		
		世 帯		崖 く ず	箇 所		
		人		鉄 道 不	箇 所		
		棟		被 害 船 隻			

被害	半						
		世帯		水	戸		
		人		電	回線		
	一部破	棟		電	戸		
		世帯		ガ	戸		
		人		ブロック塀	箇所		
	床上浸	棟					
		世帯					
		人					
	床上浸	棟		り災世帯	世帯		
		世帯		り災者	人		
		人		火災発生	建	件	
非住家	公共建	棟		危険	件		
	その	棟		その	件		

区 分		被 害	災 害 の 対 設 策 置 本 状 部 況	都 道 府 県							
公 立 文 教 施 設		千円									
農 林 水 産 業		千円									
公 共 土 木 施 設		千円									
そ の 他 の 公 共		千円									
小		千円									
公 共 施 設 被 害 市 町 村		団 体	市 町 村								
そ の 他	農 業 被 害	千円									
	林 業 被 害	千円									
	畜 産 被 害	千円						災 害 適 害 用 市 救 助 法			
	水 産 被 害	千円									
	商 工 被 害	千円									
そ の		千円		団 体	計						
被 害 総		千円									
備	災害発生場所 災害発生年月日										

考	災害の種類概況
	応急対策の状況
	・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
	・ 避難の勧告・指示の状況
	・ 避難所の設置状況
	・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
	・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
	・ 災害ボランティアの活動状況

※被害額は省略することができるものとする。

第4 救援に関する資料

1 救援の原則に関する資料

(1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準

平成16年9月17日
厚生労働省告示第343号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）第十条第一項の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準を定め、平成十六年九月十七日から適用する。

（救援の程度及び方法）

第一条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号。以下「令」という。）第十条第一項（令第五十二条において準用する場合を含む。）の規定による救援の程度及び方法の基準は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号。以下「法」という。）第七十五条第一項各号及び令第九条各号掲げる救援の種類ごとに、次条から第十三条までに定めるところによる。

2 前項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、厚生労働大臣が特別の基準（次項において「特別基準」という。）を定める。

3 救援を実施する都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、その長）は、第一項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、厚生労働大臣に対し、特別基準の設定について意見を申し出ることができる。

（収容施設の供与）

第二条 法第七十五条第一項第一号の収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難所

イ 避難住民（法第五十二条第三項に規定する避難住民をいう。）又は武力攻撃災害（法第二条第四項に規定する武力攻撃災害をいう。以下同じ。）により現に被害を受け、若しくは受けるおそれのある者（以下「避難住民等」という。）を収容するものであること。

ロ 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施すること。

ハ 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費は、一人一日当たり三百円（冬季（十月から三月までの期間をいう。以下同じ。）については、別に定める額を加算した額）の範囲内とすること。ただし、福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」とう。）であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する避難所をいう。）を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができること。

ニ 収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅を設置し、これに収容することができることとし、一戸当たりの規模及び避難住民等の収容のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

(1) 一戸当たりの規模は、二十九・七平方メートルを標準とし、その設置のための費用は二百三十八万五千円以内とすること。

(2) 長期避難住宅の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、器物の使用謝金、

借上費又は購入費並びに光熱水費は、一人一日当たり三百円（冬季については別に定める額を加算した額）の範囲内とすること。

ホ 長期避難住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができることとし、一施設当たりの規模及びその設置のため支出できる費用は、別に定めるところによること。

ヘ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものを収容する施設を長期避難住宅として設置できること。

ト 長期避難住宅の設置に代えて、賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げを実施し、これらに収容することができること。

チ 法第八十九条第三項の規定により準用される建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十五条第一項本文及び第三項並びに景観法（平成十六年法律第百十号）第七十七条第一項、第三項及び第四項並びに法第三十一条の規定により準用される特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条及び第七条の規定は、長期避難住宅について適用があるものとする。

二 応急仮設住宅

イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものを収容するものであること。

ロ 一戸当たりの規模は、二十九・七平方メートルを標準とし、その設置のための費用は、二百三十八万五千円以内とすること。

ハ 前号ホからチまでの規定は、応急仮設住宅について準用する。

（炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給）

第三条 法第七十五条第一項第二号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 炊き出しその他による食品の給与

イ 避難所（長期避難住宅を含む。以下同じ。）に収容された者、武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事のできない者及び避難の指示（法第五十四条第二項に規定する避難の指示をいう。以下同じ。）に基づき又は武力攻撃災害により住家に被害を受け避難する必要のある者に対して行うものであること。

ロ 被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

ハ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として一人一日当たり千十円以内とすること。

二 飲料水の供給

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により現に飲料水を得ることができない者に対して行うものであること。

ロ 飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とすること。

（被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与）

第四条 法第七十五条第一項第三号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（以下「生活必需品の給与等」という。）は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものであること。

- 二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。
 - イ 被服、寝具及び身の回り品
 - ロ 日用品
 - ハ 炊事用具及び食器
 - ニ 光熱材料
- 三 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次に掲げる額の範囲内とすること。この場合においては、季別は、夏季（四月から九月までの期間をいう。以下同じ。）及び冬季とし、生活必需品の給与等を行う日をもって決定すること。

季別	一人世帯の額	二人世帯の額	三人世帯の額	四人世帯の額	五人世帯の額	世帯員数が六人以上一人を増すごとに加算する額
夏季	一万七千三百円	二万二千二百円	三万二千七百円	三万九千百円	四万九千六百円	七千二百円
冬季	二万八千五百円	三万六千八百円	五万四千四百円	六万三百円	七万五千六百円	一万三百円

- 四 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

（医療の提供及び助産）

第五条
 法第七十五条第一項第四号の医療の提供及び助産は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 医療の提供
 - イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものであること。
 - ロ 救護班において行うこと。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院若しくは診療所又は施術所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）又は柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）がその業務を行う場所をいう。以下同じ。）において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む。）を行うことができること。
 - ハ 次の範囲内において行うこと。
 - (1) 診療
 - (2) 薬剤又は治療材料の支給
 - (3) 処置、手術その他の治療及び施術
 - (4) 病院又は診療所への収容
 - (5) 看護
 - ニ 医療の提供のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術所による場合は協定料金の額以内とすること。
- 二 助産
 - イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により助産の途を失った者に対して行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 分べんの介助
- (2) 分べん前及び分べん後の処置
- (3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ハ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の百分の八十以内の額とすること。

(被災者の捜索及び救出)

第六条 法第七十五条第一項第五号の被災者の捜索及び救出は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものであること。
- 二 被災者の捜索及び救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

(埋葬及び火葬)

第七条 法第七十五条第一項第六号の埋葬及び火葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものであること。
- 二 原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うこと。
 - イ 棺（附属品を含む。）
 - ロ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）
 - ハ 骨つぼ及び骨箱
- 三 埋葬のため支出できる費用は、一体当たり大人十九万三千円以内、小人十五万四千四百円以内とすること。

(電話その他の通信設備の提供)

第八条 法第七十五条第一項第七号の電話その他の通信設備の提供は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、通信手段を失った者に対して行うものであること。
- 二 電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を第二条第一号に規定する避難所に設置し、これらの設備を避難住民等に利用させることにより行うものであること。
- 三 電話その他通信設備の提供のため支出できる費用は、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費、必要な通信設備の設置費及び通信費として当該地域における通常の実費とすること。

(武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理)

第九条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第一号の武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者に対して行うものであること。
- 二 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり五十一万円以内とすること。

(学用品の給与)

第十条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第二号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童（盲学校、聾学校及び養護学校（以下「特殊教育諸学校」という。）の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特殊教育諸学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特殊教育諸学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものであること。

二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

- イ 教科書
- ロ 文房具
- ハ 通学用品

三 学用品の給与のために支出できる費用は、次の額の範囲内とすること。

イ 教科書代

- (1) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第三百二十二号）第二条第一項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費
- (2) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費

ロ 文房具費及び通学用品費

- (1) 小学校児童 一人当たり 四千四百円
- (2) 中学校生徒 一人当たり 四千四百円
- (3) 高等学校等生徒 一人当たり 四千八百円

四 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

(死体の搜索及び処理)

第十一条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第三号の死体の搜索及び処理は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 死体の搜索

イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行うものであること。

ロ 死体の搜索のため支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

二 死体の処理

イ 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
- (2) 死体の一時保存
- (3) 検案

ハ 検案は、原則として救護班において行うこと。

ニ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

- (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、一体当たり三千三百円以内とすること。

- (2) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は一体当たり五千円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができること。
- (3) 救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とすること。

(武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去)

第十二条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第四号の武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では、当該障害物を除去することができない者に対して行うものであること。
- 二 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、一世帯当たり十三万七千円以内とすること。

(救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費)

第十三条 法第七十五条第一項各号に掲げる救援を実施するに当たり必要な場合は、救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

- 一 救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。
 - イ 飲料水の供給
 - ロ 医療の提供及び助産
 - ハ 被災者の捜索及び救出
 - ニ 死体の捜索及び処理
 - ホ 救済用物資の整理配分
- 二 救援のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とすること。

(2) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定による処分に係る公用令書等の様式を定める省令

平成16年12月20日
厚生労働省令第170号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）第十七条第三項（第五十二条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定による処分に係る公用令書等の様式を定める省令を次のように定める。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）第十七条第三項（第五十二条において準用する場合を含む。）の公用令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ別記様式第一から別記様式第三まで及び別記様式第四のとおりとする。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

別記様式第一

収用第 号					
公 用 令 書					
氏名					
住所					
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第81条第4項					
第 第 183 条において準用する					
第 第 183 条において準用する					
の規定に基づき、次のとおり物資を収用する。					
81 条第 2 項					
81 条第 4 項					
(理由)					
年 月 日					
処分権者 氏名					
印					
収用すべき物資の種類	数 量	所 在 場 所	引 渡 月 日	引 渡 場 所	備 考

--	--	--	--	--	--

備考 用紙は、日本工業規格A 5 とする。

別記様式第二

保管第 号

公 用 令 書

氏名
住所

第 81 条第 3 項
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 第 183 条において準用する
第 183 条において準用する

第 81 条第 3 項
第 81 条第 4 項

の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。

(理由)

年 月 日

処分権者 氏名

保管すべき物資の種類	数 量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

別記様式第三

使用第 号

公 用 令 書

氏名
住所

第 82 条
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 第 183 条において準用する

第 82 条

の規定に基づき、次のとおり土地、家屋又は物資を使用する。

(理由)

年 月 日

処分権者 氏名

名 称	数 量	所 在 場 所	範 囲	期 間	引 渡 月 日	引 渡 場 所	備 考

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

別記様式第四

取消第	号
公 用 取 消 令 書	
氏名	
住所	
第 81 条第 2 項	
第 81 条第 2 項	
第 81 条第 2 項	
第 81 条第 4 項	
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律	第 183 条において準用する
第	第 183 条において準用する
第	第 183 条において準用する
第	第 183 条において準用する
第	第 183 条において準用する
の規定に基づく公用令書（ 年 月 日 第 号）に係る処分	
81 条第 2 項	
81 条第 4 項	
81 条第 4 項	
81 条第 4 項	
16	第
を取り消したので、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令	第
52	
条の規定により、これを交付する。	
条において準用する第 16 条	
（取り消した処分の内容）	
年 月 日	
処分権者 氏名	印

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

(3) 秋田県災害救助物資備蓄一覧

平成17年4月1日現在

品名	単 位	県北地区 備蓄倉庫(北秋田市) 大館能代空港敷地内	中央地区 備蓄倉庫(秋田市) 防災ヘリ基地敷地内	県南地区 備蓄倉庫(横手市) ふるさと村敷地内	消防学校 (由利本荘市) 2階倉庫	合 計
毛布	枚	7,600	9,521	7,600	3,279	28,000
タオルケット	枚				1,528	1,528
敷布	枚				17	17
作業衣	着				18	18
タオル	枚				100	100
鍋	個				50	50
湯沸かし	個				110	110
メリヤス	着				400	400
肌着(紳士用)	組				1,000	1,000
肌着(婦人用)	組				1,000	1,000
肌着(子供用)	組				1,000	1,000
避難生活用品セット	組	1,900	3,200	1,900		7,000
災害用敷マット	枚	1,900	3,200	1,900		7,000
安全ろうそく	個	380	640	380		1,400
長靴	足	80	120	80		280
紙おむつ(大人用)	袋	40		40	200	280
紙おむつ(子供用)	袋	60		60	300	420
生理用品	袋	60		60	300	420
トイレットペーパー	袋	192	280	192	500	1,164
給水用ポリタンク	個	950	1,800	950	500	4,200
防水シート(大)	枚	250	200	250	300	1,000
防水シート(小)	枚	250	300	250	200	1,000
石油ストーブ	台	50	80	50	100	280
簡易トイレ(健常者用)	個	20	23	20	10	73
簡易トイレ(身障者用)	個	2	3	2		7
荷役用ネット	組				1	1

(4) 秋田県防災資機材保有一覧

平成17年4月1日現在

保管場所	秋田県消防学校（2階倉庫）	〒018-1301 由利本荘市岩城内道川字築館1-1
申請先	知事（総合防災課）	TEL：018-860-4564 FAX：018-824-1190
貸出事務	秋田県消防学校長（総務班）	TEL：0184-73-2850 FAX：0184-73-2851

	品名	数量	規格・仕様等	備考
1	ワイヤーロープカッター	5	最大切断能力：16mmφ	
2	救難用ボート	3	6人用、手動フィゴ式、標準装備付	
3	RCバール(大)	20	530×210mm	
4	RCバール(小)	20	360×150mm	
5	非常用飲料水袋	1,000	1袋/10ℓ	ポリエチレン製
6	車両積載用飲料水タンク	2	1000ℓ	1.8×1.4×0.4m
7	アングルカッター	5	最大切断能力：7mm厚	
8	救命胴衣	20	浮力：8kg	笛付
9	レインジャーロープ	5	12mmφ×200m	
10	発電機	5	100V-750VA 12V	
11	発電機	5	100V-1.3KVA 12V	
12	緊急時用浄水装置	2	2ℓ/h	自動・手動式
13	緊急時用浄水装置	3	1ℓ/h	手動式
14	防災用かまどセット	10	5升用	
15	投光器セット	16	300W	三脚、30mケーブル付
16	仮設トイレ（健常者用）	10	1,060×925×2,210mm	組立サイズ
17	レスキューカー （折畳式救護車）	9	2,590×960×625mm	組立サイズ（車付担架）
18	災害組織用救急箱	5	1箱/20人用	
19	非常用飲料水タンク	114	1個/20ℓ	ポリエチレン製
20	テント	10	3,560×7,100×1,800mm	組立サイズ
21	家型テント	20	1,800×2,700×1,800mm	組立サイズ
22	グランドシート	20	1,820×2,730×450mm	6人用
23	ハンドマイク	20	出力13W	サイレン付き
24	エアーカッター	3		酸素切断機
25	エンジンカッター	3	空冷2サイクル：65cc	
26	油圧式救助器	3		
27	携帯用ガス切断機	3	酸素・アセチレン切断機	O ₂ :0.5kg、C ₂ H ₂ :0.6kg
28	ワンタッチリヤカー	10		
29	ヘルメット	100		県章付
30	木炭	50	1袋/15kg	

2 収容施設の供与に関する資料

(1) 指定避難施設の概況

(平成18年2月3日指定)

市町村名	指定避難施設数	避難計画人数（屋内）	避難計画人数（屋外）
大 湯 村	24	4,000	9,859

※避難計画人数は、秋田県地域防災計画資料編に掲載された「避難計画人数」を参考として掲載した。

(2) 村の福祉避難所候補施設の概況

(平成17年4月1日現在)

市町村名	養護老人ホーム	特別養護老ホーム	介護老人保健施設	老人福祉総合エリア
大 湯 村		1		

(3) 村の宿泊施設の概況

(平成17年3月末現在)

市町村名	ホテル			旅館		
	施設数	客室数	収容定員数	施設数	客室数	収容定員数
大 湯 村	1	22	51	1	90	314

3 食品の供与及び飲料水の供給に関する資料

(1) 村の学校給食施設の概況

平成18年5月1日現在

区 分	共 同 調 理 場		単 独 校 調 理 場	
	数	供給食数	数	供給食数
大 湯 村	1	336		

(2) 村の水道施設の概況

平成17年11月末現在

区 分	上水道	簡易水道		専用水道	小規模水道	合 計
		公 営	その他			
大 湯 村		1				1

(3) 村が保有する給水機材一覧

平成 17 年 11 月末現在

区分	給水車 (タンク 一体 型)	給水タンク (トラック積載型等)								給水用ポリ容器								給水用ポリ (ビニール) 袋				給水タン ク等運搬 用トラッ ク (台数)
		m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	▽ 60	▽ 70	▽ 20	▽ 18	▽ 10	▽ 5	その他	▽ 20	▽ 18	▽ 10	その他		
市町村名		2.00	2.00	1.50	1.00	0.60	0.50	0.30	0.22	0												
大 湯 村																			850			

4 埋葬・火葬に関する資料

(1) 村の火葬場一覧

【無 し】

(2) 村が設置する墓地

市町村名	施設名	所在地	管理者（部署）
大湯村	大湯村墓地公園	大湯村字北 1－5	大湯村住民生活課

第5 安否情報に関する資料

1 安否情報の収集・提供に関する資料

- (1) 「武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令」の施行並びに安否情報の収集及び提供に係る留意事項等について（平成17年4月1日消防国第22号消防庁国民保護室長通知）

写

消 防 国 第 2 2 号
平成17年 4月 1日

各都道府県国民保護主管部長

殿

各指定都市国民保護主管局長

消防庁国民保護室長

「武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令」の施行並びに安否情報の収集及び提供に係る留意事項等について（通知）

「武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令」（平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。）は、平成17年4月1日に施行されましたので別紙1のとおり送付します。

また、安否情報の収集及び提供に関する基本的な留意事項については、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の施行について」（平成16年9月17日消防国第1号消防庁長官通知）によりお知らせしたところですが、安否情報省令の施行を踏まえ、安否情報の収集及び提供に係る留意事項の詳細について別添のとおり、通知します。

おって、貴都道府県内の市町村及び消防機関等に対しても周知されるようお願いします。

【別紙１】

○総務省令第四十四号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）第二十五条第二項及び第二十六条第四項（これらの規定を同令第五十二条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令を次のように定める。

平成17年3月28日

総務大臣

武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令

（安否情報の報告方法）

第一条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号。以下「令」という。）第二十五条第二項（令第五十二条において準用する場合を含む。）の総務省令で定める方法は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号。以下「法」という。）第九十四条第一項（法第百八十三条において準用する場合を含む。）に規定する安否情報を様式第一号により記載した書面（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。）の送付とする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

（安否情報の照会方法）

第二条 法第九十五条第一項（法第百八十三条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による安否情報の照会は、令第二十六条第一項（令第五十二条において準用する場合を含む。）に規定する事項を様式第二号により記載した書面を総務大臣又は地方公共団体の長に提出することにより行うものとする。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合、安否情報について照会をしようとする者が遠隔の地に居住している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

（安否情報の回答方法）

第三条 法第九十五条第一項の規定による安否情報の回答は、安否情報の照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別その他必要な事項を様式第三号により記載した書面を交付することにより行うものとする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第二条 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）の一部を次のように改正する。
別表電気通信事業紛争処理委員会令（平成十三年政令第三百六十二号）の項の次に次のように加える。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）	第二十五条第二項
---	----------

別表独立行政法人情報通信研究機構の業務（通信・放送開発金融関連業務を除く。）に係る財

務及び会計に関する省令（平成十六年総務省令第六十九号）の項の次に次のように加える。

武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成十七年総務省令第四十四号）	第二条及び第三条
--	----------

様式第1号（第1条関係）

安否情報報告書

報告日時： 年 月 日 時 分
市町村名： 担当者名：

[illegible]

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「同意の有無」欄には、安否情報の提供に係る同意について「有」又は「無」と記入すること。この場合において、当該同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。
- 4 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 5 「国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。

- 6 武力攻撃災害により死亡した住民にあつては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「死体の所在」を記入すること。

様式第2号（第2条関係）

安否情報照会書

総務大臣 （都道府県知事） 殿 （市町村長）		年 月 日
申 請 者		
住 所 _____ 氏 名 _____		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由		
備 考		
照会に係る者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 （日本国籍を有しない者に限る。）	
	その他個人を識別するための情報	
※ 申 請 者 の 確 認		
※ 備 考		

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
 - 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 4 ※印の欄は記入しないこと。

様式第3号（第3条関係）

安 否 情 報 回 答 書

年 月 日			
殿			
総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)			
年 月 日付で照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。			
避難住民に該当するか否かの別			
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別			
照会に係る者	住 所		
	氏 名		
	フリガナ		
出生の年月日		男 女 の 別	
国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)		その他個人を識別するための情報	
居 所		負傷又は疾病 の状況	
連絡先その他安否 の確認に必要と認められる情報			

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあつては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「死体の所在」を記入すること。

(別添)

第一 安否情報の収集及び提供に関する基本的事項

1 他の国民保護のための措置との関係について

安否情報の収集及び提供は、武力攻撃事態等という極限状況の中で行う措置であることから、一定の限界があり、武力攻撃事態等や武力攻撃災害等の状況を踏まえ、他の国民の保護のための措置の実施状況を勘案し、その緊急性や必要性を踏まえて行えば足りるものであることに留意すること。

2 個人情報の保護等への配慮について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）の規定及び国民の保護に関する基本指針（平成 17 年 3 月 25 日閣議決定。以下「基本指針」という。）を踏まえ、安否情報の収集及び提供に当たっては、個人情報の保護及び報道の自由について特に配慮願いたいこと。

第二 安否情報の収集に関する事項

1 市町村長の行う安否情報の収集

（１）市町村長は、避難住民の誘導の際に、避難住民等から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等市町村が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報を参考に、避難者名簿を作成する等により安否情報の収集を行うものとする。

（２）市町村長は、（１）に加えて、消防機関からの情報収集を行うほか、あらかじめ把握している運送機関、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有している関係機関に対し、安否情報の収集について協力を求めるものとする。

2 都道府県知事の行う安否情報の収集

（１）都道府県知事は、市町村長の行う安否情報の収集を支援するという立場から、当該都道府県の区域内の市町村における安否情報の収集法、収集先などの安否情報収集体制を平素から把握することにより、都道府県と市町村の安否情報収集における役割分担を定めるものとする。

また、必要に応じ市町村における体制整備のための助言を行うよう努め、体制が不十分な市町村に対しては必要な支援を行うよう努めるものとする。

（２）都道府県知事は、必要に応じて自ら安否情報を収集するほか、都道府県警察への安否情報の照会を行い、また、運送機関、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有している関係機関に対し、安否情報の収集について協力を求めるものとする。

第三 安否情報の報告に関する事項

1 市町村長から都道府県知事に対する安否情報の報告

- (1) 市町村長から都道府県知事に対する安否情報の報告は、安否情報省令に規定する様式第1号の安否情報報告書に必要な事項を記載した書面の送付により行うものとし、下記の事項に留意するとともに、別紙2の記入例を参考にすること。

- ① 安否情報の報告は、収集した安否情報の整理を円滑に行う観点から、できる限り電子データを電子メールで送信することにより行うものとする。
- ② ただし、武力攻撃災害等により電気通信設備の機能に支障をきたした場合等電子メールの送信によることができない場合や、事態が急迫し職員によるデータ入力を行う時間的余裕がない場合等には、ファクシミリ装置を用いた送信、口頭、電話その他の方法により安否情報の報告を行うことができるものとする。

(2) 安否情報の報告時期

- ① 安否情報の報告は、断片的な安否情報を収集するたび逐次報告を行う必要はなく、武力攻撃事態等の推移や避難住民等の誘導、避難住民等の救援その他の国民の保護のための措置の実施状況を勘案し、市町村長の判断により都道府県知事に報告するほか、都道府県知事からの報告時期の指定があった場合は、当該時期に従って報告するものとする。
- ② 都道府県知事は、消防庁からの助言等に基づき、又は独自の判断で、市町村長に対し安否情報を報告すべき時期を適宜指定するものとする。
- ③ 都道府県知事は、特に必要があると認める場合には、市町村長に対し、死亡した者及び重傷者等についての安否情報を優先的に報告するよう求めることができるものとする。

2 都道府県知事から総務大臣（消防庁）への安否情報の報告

- (1) 都道府県知事から総務大臣（消防庁）への安否情報の報告は、市町村長から都道府県知事に対する安否情報の報告に準じて行うものとする。

なお、安否情報の報告先については、武力攻撃事態等において消防庁対策本部が設置された後に、速やかに消防庁対策本部から都道府県知事に対し連絡され、また、安否情報の報告時期については、適宜消防庁対策本部から都道府県知事に連絡されることに留意すること。

- (2) 都道府県は、市町村長からの報告を受けた安否情報及び自ら収集した安否情報について、名寄せ等を行いきる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努めるとともに、重複が排除できない情報や真偽が定かではない情報については、安否情報報告書の備考欄に記述するなど、その旨を明らかにして報告するものとする。

第四 安否情報の照会に関する事項

1 安否情報の照会

(1) 安否情報の照会をしようとする者は、原則として、安否情報省令に規定する様式第2号の安否情報照会書に必要な事項を記載した書面を提出することにより行うものとされている。そのため、武力攻撃事態等において、地方公用団体の長は、下記の事項に留意し、別紙3の記入例を参考として、適切な安否情報の照会が行われるよう住民に対し周知等を行うものとする。

- ① 安否情報の照会は、原則として、照会窓口に安否情報照会書を提出することにより行うものとする。
- ② ただし、安否情報について照会をしようする者が遠隔地に居住している場合や窓口に入が殺到すること等による危険を回避するため必要がある場合等には、電子メールの送信、ファクシミリ装置を用いた送信、口頭、電話その他の方法により照会を行うことができるものとする。

(2) 安否情報の照会に当たっては、照会をする理由、照会に係る者を特定するために必要な事項等を明らかにさせるとともに、必要に応じて本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証等）の提示を求めるものとする。

また、(1)②の窓口における書面の提出による照会以外の場合にあっても、同様に、必要な事項を明らかにさせること。

第五 安否情報の回答に関する事項

1 安否情報の回答

(1) 安否情報の回答方法

安否情報の回答は、原則として、安否情報省令に規定する様式第3号の安否情報回答書に必要な事項を記載した書面の交付により行うものとし、下記の事項に留意するとともに、別紙4の記入例を参考とすること。

- ① 安否情報の回答は、原則として、窓口において書面を交付することにより行うものとする。
- ② ただし、安否情報の照会方法に応じて電子メールの送信、ファクシミリ装置を用いた送信、口頭、電話その他の方法による回答も可能とする。
- ③ 安否情報を回答した場合は、照会を行った者の氏名等及び回答した安否情報の内容等について、できる限りその回答状況を記録しておくものとする。

(2) 避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かについて回答する場合には、下記の事項に留意すること。

- ① 安否情報の回答は、安否情報の照会が「不当な目的」によるものと認めるとき又

は安否情報の照会に対する回答により知り得た事項が「不当な目的に使用」されるおそれがあると認めるときを除き、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かを回答するものとする。

- ② この場合において、「不当な目的」とは、他人の安否情報を知ることが社会通念上相当と認められる必要性ないし合理性がないにもかかわらず、その安否情報を探索したり、暴露したりなどしようとするをいい、例えば、債権を取り立てるため債務者の所在を開き出すための目的で行われる場合などを指す。
- ③ 「不当な目的に使用」とは、例えば、住民の住所、氏名等を転記して名簿を作成し、これを不特定多数の者に頒布、販売するような行為などを指す。
- ④ 「不当な目的」又は「不当な目的に使用」を判断するに当たっては、本人の確認、照会をする理由の真実性の確認等により判断するものとする。
- ⑤ 安否情報の照会が、窓口における書面の提出以外の電子メールの送信、ファクシミリ装置を用いた送信、口頭、電話その他の方法により行われた場合は、照会をしようとする者の本人確認や「不当な目的」等の確認について特に注意するものとする。

(3) 居所、負傷又は疾病の状況等個人情報の保護に特に配慮を要する安否情報について回答する場合には、下記の事項に留意すること。

- ① 避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かに加え、さらに詳細な個人の情報については、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときに回答を行うことができる。
- ② 照会に係る者の同意については、原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集時に、同意を得るものとする。この場合における同意の方法については、原則として、包括的に安否情報を開示するか否かについて同意を得るものとし、開示する安否情報の種類を限定したり、開示する対象を限定するなどの同意については、やむを得ない場合に限り行うものとする。

なお、安否情報の開示について同意を得たことを証明するため、安否情報の収集時にできる限り本人の自筆の署名、押印等を求めるものとする。

- ③ 「公益上特に必要があると認めるとき」については、一概にその基準を提示することは困難であるが、個人の情報を保護することによる利益と安否情報を公にすることの公益上の必要性との比較衡量を行い、公益上の必要性のほうが高いと判断されるときを指す。

この場合において、公益上の必要性の判断には、開示する情報の範囲の判断も含まれるものであり、例えば「公益上特に必要があると認めるとき」として報道機関に安否情報を開示する場合においても「居所」については、具体的な地番までは示さず、「〇〇市内の避難所」「病院」等にとどめ、「負傷又は疾病の状況」については、「重傷」「全治〇週間」等にとどめるなどの個人情報の保護に配慮すること。

第六 その他の留意事項等に関する事項

1 その他の留意事項について

安否情報の収集及び提供に関しては、基本指針において、「国〔総務省、消防庁〕は、安否情報の収集及び提供の在り方について、効率的なシステムの検討を行い、円滑な安否情報の収集及び提供が行われるよう努めるものとする。」とされている。

これを受けて消防庁では、平成17年度以降、安否情報の収集及び提供の在り方を検討するとともに、安否情報の収集及び提供のシステムに必要な基本的機能を整理した上で、当該システムの具体的な開発に取り組む予定である。

そのため、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び提供については、当該システムの運用体制が整備されるまでの当面の間は、第二から第五に掲げるところに従い、既存の手段・方法を用いて行うものとする。

2 安否情報省令の見直しについて

安否情報省令は、地方公共団体及び総務省（消防庁）が現在保有する手段における当面の間の手続等を定めているものであり、今後の国における検討の進展に伴い、必要に応じその見直しを行う予定であること。

【別紙2】 様式第1号（第1条関係）（記入例）			安否情報報告書												
										報告日時：17年 4月 1日12時00分					
										市町村名：××市		担当者名：×			
避難住民に該当するか否かの別	武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否	同意の有無	氏名	フリガナ	出生の年月日	男女の別	住所	国籍	その他個人を識別するための情報	居所	負傷又は疾病の状況		連絡先その他の安否の確認に必要なと認められる情報		
該当	負傷	有	○山 ×雄	マルヤマ パツオ	S33.2.2	男	○○県××市△△町1-1-1			○○県立病院 (××市△△町5-5-5)	軽傷	落下物による 頭部打撲			
該当	非該当	有	消防 太郎	ショウボウ タロウ	S17.5.4	男	○○県××市◇◇町2-2-2			◇◇小学校 (××市◇◇町1-2-2)			息子 消防次郎氏 (△△市○△町2-2-2)		
該当	死亡	有	消防 花子	ショウボウ ハナコ	S20.11.5	女	○○県××市◇◇町2-2-2			○○県立病院 (××市△△町5-5-5)	死亡	死亡 4.1 9:00 爆発により死亡			
該当	非該当	無	不明	不明	不明	男	不明	不明	赤い帽子を被った 2,3歳児 身長100cm程度	◇◇小学校 (××市◇◇町1-2-2)					
該当	非該当	有	◇田 国○	シカクダ クニマル	S44.9.12	男	○○県××市◇◇町6-1-1			◇◇小学校 (××市◇◇町1-2-2)					
該当	非該当	有	◇田 ○子	シカクダ マルコ	S46.1.19	女	○○県××市◇◇町6-1-1			◇◇小学校 (××市◇◇町1-2-2)					
該当	非該当	有	◇田 国△	シカクダ クニサ	H11.8.18	男	○○県××市◇◇町6-1-1			◇◇小学校 (××市◇◇町1-2-2)					
該当	負傷	有	家○ 進一	イエマル シンイチ	S32.10.16	男	△△県○○町××2-1-2			○○県赤十字病院 (××市◇◇町3-4-4)	重傷	崩壊家屋の下敷 きとなり、骨折 股関節部	かかりつけ病院 △△県立病院		
該当	非該当	有	山下 M夫	ヤマシタ エムオ	S21.2.4	男	○○県××市◇◇町4-5-6			◇◇小学校 (××市◇◇町1-2-2)					
該当	非該当	有	山下 N子	ヤマシタ エヌコ	S24.12.28	女	○○県××市◇◇町4-5-6			◇◇小学校 (××市◇◇町1-2-2)					
該当	非該当	有	山下 O次	ヤマシタ オオジ	S51.3.3	男	○○県××市◇◇町4-5-7			◇◇小学校 (××市◇◇町1-2-2)					
該当	負傷	有	山下 P子	ヤマシタ ビーコ	S46.7.7	女	○○県××市◇◇町4-5-7			◇◇小学校 (××市◇◇町1-2-2)	軽傷	3.31 23:00ガラス 片による裂傷			
該当	負傷	有	ケビン・ガ****	Kevin Ga****	S51.3.11	男	**** Ave. McLean, Virginia 22101	米国		○○県立病院 (××市△△町5-5-5)	重傷	4.1 爆発に巻き 込まれ、全身火 傷	身元引受人 大山○ 夫氏（電話番号 033-3333-1111）		
該当	非該当	無	楊 ****	Yao ****	S55.6.18	男	○○県××市◇◇町3-4-5	中国		◇◇小学校 (××市◇◇町1-2-2)			身元引受人 小山× 権氏（電話番号 033-3333-1234）		
備考	1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。														
	2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。														
	3 「同意の有無」欄には、安否情報の提供に係る同意について「有」又は「無」と記入すること。この場合において、当該同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。														
	4 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。														
	5 「国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。														
	6 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「死体の所在」を記入すること。														

【別紙３】

様式第２号（第２条関係）（記入例）

安 否 情 報 照 会 書

総務大臣 殿		17年4月1日
申 請 者		
住 所 ○○県□□市△△町1-1		
氏 名 ○山 ×子		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由	父親の負傷又は疾病の状況を確認し、今どこにいるかを知りたいが、電話での連絡が取れないため	
備 考	連絡先 0**－253－****	
照会に係る者を特定するために必要な事項	氏 名	○山 ×雄
	フリガナ	マルヤマ バツオ
	出生の年月日	S33.2.2
	男 女 の 別	男
	住 所	○○県××市△△町2-2-2
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	
	その他個人を識別するための情報	
※ 申 請 者 の 確 認	運転免許証により確認	

※ 備 考	窓口における書面の提出
-------	-------------

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A 4 とすること。
 - 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 4 ※印の欄は記入しないこと。

【別紙４】

様式第３号（第３条関係）（記入例）

安 否 情 報 回 答 書

１７年４月１日 ○山 ×子 殿 総務大臣 １７年４月１日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。			
避難住民に該当するか否かの別		該 当	
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		負 傷	
照会に係る者	住 所	〇〇県××市△△町１－１－１	
	氏 名	○山 ×雄	
	フリガナ	マルヤマ バツオ	
出生の年月日	S 3 3 . 2 . 2	男 女 の 別	男
国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)		その他個人を識別するための情報	
居 所	〇〇県立病院 (〇〇県××市△△町５－５－５)	負傷又は疾病 の状況	軽傷 (落下物による頭部打撲)
連絡先その他安否 の確認に必要と認められる情報			

- 備考 １ この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
- ２ 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- ３ 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- ４ 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」

と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「死体の所在」を記入すること。

〈記入要領〉

（様式第 1 号）

- 1 避難住民とは、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 5 4 条第 1 項の規定による避難の指示を受けた住民をいい、当該指示に係る地域に滞在する者も含むことから、当該要避難地域に住所を有する者及び滞在する者は全て避難住民に該当するものとして取り扱うこと。
- 2 外国人であって、氏名をローマ字で記載できる場合には、氏名欄にカタカナで、フリガナ欄にローマ字で記載する。
また、住所が日本国以外の場合であって、住所をローマ字で記載できる場合には、住所欄にローマ字で記載する。
- 3 国籍欄には、外務省発行の「国名表」を参考に国籍を簡潔に記載する。
「国名表」に未掲載の国にあつては、「その他」と記載する。
- 4 その他個人を識別するための情報欄には、氏名、出生の年月日、男女の別、住所、国籍のいずれかが不明な場合に、当該情報に代えて個人を識別することができるような身体的特徴等を記載する。
- 5 居所欄には、避難施設の名称及び住所など、避難住民等の現在の所在をできるだけ具体的に記載する。
- 6 負傷又は疾病の状況欄には、負傷の程度を「死亡」、「重傷」、「軽傷」と区分して記載する。負傷の程度が不明の場合は「不明」と記載するものとし、負傷していない場合は空欄とする。
この場合、「死亡」とは、当該武力攻撃災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
「重傷」とは、当該武力攻撃災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1 月以上の治療を要する見込みのものとする。
「軽傷」とは、当該武力攻撃災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1 月未満で治療できる見込みのものとする。
- 7 連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報欄には、親戚や身元引受人の所在・連絡先やかかりつけの病院など、避難施設以外で、避難住民本人と連絡を取り得る連絡先等を記載する。
- 8 備考欄には、安否情報の公開への同意に関する特段の条件等、特に必要と認める事項を記載する。
- 9 氏名、出生の年月日、男女の別、住所、国籍、居所の各欄において不明事項がある場合は、「不明」と記載するものとし、その他の欄において特記事項がない場合は空欄とする。

（様式第 2 号）

- 1 照会をする理由欄には、具体的な理由の記載を求めるものとし、「安否確認のため」、「取材・報道のため」といった抽象的な記載だけでは具体性があるとはいえず、安否情報のどの部分をどのような目的に利用するかが明らかになる程度の記載があることを要する。
- 2 申請者の確認欄は、回答を行う地方公共団体の長又は総務大臣（消防庁）が記載する欄であり、照会しようとする者に対して行った本人確認方法を記載する。特段の本人確認を行っていない場合には、空欄とする。
- 3 備考欄は、回答を行う地方公共団体の長又は総務大臣（消防庁）が記載する欄であり、「窓口における書面の提出」、「電子メール」、「電話」といった照会方法等を記載する。

大 潟 村 国 民 保 護 計 画
〈資料編〉

【平成19年2月】

〈編集・発行〉：秋田県大潟村住民生活課

〒010-0494

秋田県南秋田郡大潟村字中央1-1

TEL 0185-45-2114

Fax 0185-45-2162

E-mail jyumin@vill.ogata.lg.jp